

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	平成 27 年 10 月 13 日 (火)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 6 時 57 分
場 所	第 1 委員会室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	山田委員長、安齋副委員長、酒井（隆裕）・斉藤・濱本・ 佐々木各委員		
説明員	市長、総務・財政・建設各部長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、酒井隆裕委員、佐々木委員を御指名いたします。

継続審査案件を議題といたします。

この際、市長からの発言の申出がありますので、これを許します。

○市長

前回の総務常任委員会で保留させていただいておりました答弁をいたします。

私が記者会見で述べた人権問題の趣旨ですけれども、まず、私自身は、人権とは、人が生まれながらに持っている生命、自由、財産、健康などに関する権利で、それは誰もが奪われたり制限されたりするものではないものと考えており、簡単に言えば、人が幸せに生きるための権利であると思っております。そして、人権を侵害するという行為は、ある一つの行為がある一つの権利を侵害するといった 1 対 1 対応の単純な関係にあるわけではなく、ある行為が、その行為を受ける方に対する不当な差別や社会的風評によって精神的な苦痛などを与えてしまうなど、行為を受ける方を取り巻く環境の変化が付随的に生ずる可能性もあるのではないかと考えております。とりわけ堤氏の場合については、日本国憲法において保障されている基本的人権、中でも労働基本権を侵すおそれがあるのではないだろうかという考えの下で、堤氏を今、解雇することは、堤氏個人に対する人権問題にも発展しかねないと発言したものであります。

人権問題という言葉を使いこなすことはできないのか、改めて考えてみましたけれども、私の中で、それにかかわる言葉が見当たらないことから、今お話しした説明で御理解いただきたいと思っております。

○委員長

それでは、今の市長の発言に対して、安齋委員。

○安齋委員

質問順番とは別ですけれども、今の発言を繰り延べることになっておりましたので、私から申し上げたい点がございます。

私としては、この勤労の権利について、人権問題にかかわるということで質問させていただきましたけれども、何が問題かということでございますが、勤労の権利を市長がその言葉のままでいくということであれば、すなわち、後援会幹部にいた人を、さらに市職員 O B であった人を、市民の税金で雇い直すということ、勤労の権利を与えたというふうになると思います。すなわち、その部分を、市民の税金で自分自身の後援会幹部の人を雇い入れるということを認めたということで、私としては、逆にこの勤労の権利と言ったほうが問題であるというふうに思っております。

大阪市では、大阪市長が特別秘書に自身の後援会会長の息子を充てて、それで裁判にかけられた。名古屋市、大分市の市長についても同じ案件があり、そこでメディアにも問題視され、さらに、市民の方から道義的問題だというふうにすごく騒がれています。

ですので、私としては、こういった事態を防ぐためにも、市長には、人権の問題として例示を挙げるのを撤回したほうがよろしいということで忠告させていただきました。一言、私から申し上げましたけれども、今、私が話したことについて、改めて市長から御見解をいただければ、これで終了させていただきたいと思っております。

○市長

私としては、もう皆様にも説明させていただいているように、参与の職について、私自身の公約の実現に向けて必要な体制だという思いを持って取り組ませていただいておりますので、私自身、このお役目について、市民の皆様と約束させていただいたことをしっかりと果たしていくために責任を果たしていく、今のお話を聞いて、そのよ

うな思いを改めてお伝えしたいという考えを持ったところでございます。

#### ○安齋委員

市長の思いはわかりましたけれども、私が問題視した点についての御見解を全然伺えなかったものですから、改めてお話いたしますと、勤労の権利を与えた、与えたというか、市長の真意が勤労の権利であったと。これはすなわち、後援会幹部の人を改めて市職員にして、市民の方々の税金で自身の後援会幹部の人に給与を与えるということを、人権的に認めているという考えであるから、問題ないと、道義的にも問題ないというふうにお考えなのかどうか、これについて見解を伺えればと思って質問させていただきましたので、この点の御見解を伺えればと思います。市長の思いは重々受け止めております。

#### ○市長

安齋委員のその質問の趣旨をしっかりと受け止められているかどうかは、少し把握できていない部分もありますけれども、問題があるか、ないかという……

(「問題があるかと思っているか、いないかで結構です」と呼ぶ者あり)

勤労の権利についてですか。

(「勤労の権利で参与という方を、後援会幹部の方を市の職員にして、市民の税金で給与を払っているということを問題かと思っているか、いないかだけでよろしいです。市長が勤労の権利として、その人に勤労させる権利を認めているのだということで今日お話しされたので、であれば、そのことについて問題ないというふうに思っているか、いらっしゃるか、いらっしゃらないかだけでいいです。大阪市長の例も挙げましたし、名古屋、大分の事例も挙げましたけれども、こういうふうの問題視されていることがあるので、だから、逆に言うと、勤労の権利というふうに言ってしまったがために、もう認めているので、こういう事例に結びつきかねないという問題を私は持っているのですけれども、市長として問題に思っているか、思っていないかというだけで」と呼ぶ者あり)

私自身としては、問題は、思っていないというところでございます。

#### ○委員長

それでは、安齋委員、この後は、質問の中の時間で行っていただきますようお願いいたします。

これより、質問に入ります。

なお、順序は、自民党、共産党、公明党、民主党、新風小樽の順といたします。

自民党。

---

#### ○濱本委員

##### ◎参与の任用について

まず、時系列に沿って確認させてください。

8月19日に、総務部の文書で、平成27年第3回定例会提案「参与」に関する取扱いについてという文書が配付になっています。この文書が配付になるということは、これ以前に、どこのどなたかはわかりませんが、市長みずからなのか、総務部長なのかわかりませんが、身分の取扱いが変更になるというお話を参与とされたのかどうか、確認させてください。

#### ○(総務)秘書課長

8月19日の参与に関する取扱いの文書の前に、参与に対しては、身分の取扱いが変更になるということで説明しております。

○濱本委員

いやいや、具体的にそれはいつの時点だったのかを確認しているので、もっと言うと、第 3 回定例会の総務常任委員会でも提出していただいた業務日誌の 8 月の分には、8 月 19 日以前に、自分の身分の取扱いについての協議をした形跡がないのです。いつですか。

○総務部長

8 月 19 日の参与に関する取扱いについての文書を発する前において、参与の身分の取扱いについて参与自身と打合せをしたということは、私の記憶の中ではなかったかと思います。

○濱本委員

議案を提出するに当たって、身分の取扱いの変更があるわけですよ、給与条件も変わる、勤務条件も変わる、当然、この合意がなされない上で、議案として、総務部として、取扱いについてという文書も、当事者がいるわけですから、出せるわけがないではないですか。一方的にやっとなしたら、労働条件の変更は協議事項ですよ、合意がなかった中で、暴走したということですか。

○（総務）秘書課長

任用条件、報酬も含めてでございますけれども、参与には、口頭では伝えております。

○濱本委員

いや、それはいつの時点ですか。誰が伝えたのですか。

○（総務）秘書課長

時期、いつという形は、この 8 月 19 日以前ということで、はっきりとは記憶しておりません。その中で、まず、第 1 弾といたしましては、私から参与には伝えております。

○濱本委員

具体的にどの程度の内容を、8 月 19 日のこのペーパーを基に説明されて、それでこのように条件が変わりますということで参与は合意されたのですか。合意されたとすれば、本来であれば合意の文書を取り交わさないとだめなのではないですか。口頭でという話にはならないと思うのですけれども、お答えください。

○（総務）秘書課長

参与には、任用条件に関して変更になる、報酬額に関してでもございますけれども、こういった提案を議会にさせていただくという形で私からは伝えております。

○濱本委員

私が言ったのは、労働条件の変更ですよ。そのことに対して、参与に伝えて、参与は同意されたのですか。本来、こういうことは協議しなければならない、それから、同意しなければならない事案だと思うのですが、伝えましたではなく、同意したのですか。

○（総務）秘書課長

議案として提出するという形で私から説明いたしまして、参与からは同意をいただいております。

○濱本委員

秘書課長が言って、同意をいただいたと。議案として出しますと。それで、同意をいただいたと。では、一つ確認したいのは、6 月 10 日の任用に関していえば、市長の強い思い入れの中での任用ですよ。市長は、議案を提出するとか、8 月 19 日の文書が出る前に、参与とお会いになって、任用の根拠を変えるということについて話されたのですか。

○（総務）秘書課長

先ほど同意ということの答弁をさせていただきました。その中で、堤参与からは、自分は市長に雇われているので、自分の身分に関しては市長の判断に従うという形で、このような趣旨の返事をいただいております。

○濱本委員

そうやって答弁を変えられると困るのです。自分の直接の雇用者は市長だから、市長のお考えであればということですね。では、直接の雇用者の市長は、このように雇用の根拠を変えるということについて、参与とこの 8 月 19 日の前にお話をされたのですか。

○市長

いいえ、私は、そのときには話はしておりません。

○濱本委員

では、いつお話をされたのですか。

○市長

恐縮ですけれども、具体的な日時までは覚えておりません。

○濱本委員

この業務日誌の中に書いてあるところで、市長との打合せというのは、載っているところもあるのですよ。8 月 19 日以降でいうと、24 日は議案説明の初日でした。27 日、市長との打合せ、15時から15時30分、28日、市長と打合せ、14時30分から15時30分とあるのです。このときではないのですか。

○市長

大変恐縮ですけれども、そのときの日付までは把握しておりません。

○濱本委員

把握していないのならしていないで、これがあるのだけれども把握していないということであれば、それはそれで構いませんが、改めて聞きます。雇用の根拠について変更する、勤務時間も変更がありますし、給与も変更がありますという話は、市長みずからが参与にお話になったことはありますか、ありませんか、どちらですか。

○市長

私からもその話はしております。ただ、恐縮ですが、日は覚えておりません。

○濱本委員

特定の日はいいですけれども、8 月 19 日以前か、19 日以降か、その点だけでもわかりませんか。

○市長

それは、先ほど話をしたとおりでございます。

(「もう一回答えてください」と呼ぶ者あり)

8 月 19 日より以前ではございません。

(発言する者あり)

○委員長

確認します。8 月 19 日以前に行ったのか。

○市長

8 月 19 日以前ではございません。

○濱本委員

8 月 19 日以前に話をしていないのに、19 日に総務部がこういうものを出すということは、参与と市長との間に合意がないにもかかわらず、こういう文書が出たということですよ。もっと言ったら、参与から、私の勤務時間、私の給与をこうやって変えられるのは、私は不服ですと言われたら、このペーパーの意味がなくなるわけですよ。19 日以前に合意がなされてからこのペーパーが出てこなかったら、おかしい話ではないですか。相手があって、相手が合意していないのに、このペーパーを出して、このように変えます、いや、全く中身が一緒だったらいいのですよ、月額 30 万円、8 時 50 分から 15 時 30 分まで、そういうことだったらいいのに、違うではないですか。にもかかわ

らず、合意がなされていないのに、こういうペーパーが出てくるというのは、変ではないですか。いかがですか。

**○市長**

先ほど秘書課長から答弁させていただいたとおりでございますけれども、私はその秘書課長からの報告を受けていたので、それをそのように受け止めたということでございます。

**○濱本委員**

秘書課長は、参与からは、先ほどの答弁では、自分は市長から雇われた人間なので、市長の判断を尊重するという、それだけですよ。それ以上でもそれ以下でもないということですよ。確認させてください。

**○市長**

そのとおりです。

**○濱本委員**

人を雇用する上でその条件が変わったときに、直接の雇用主が市長だと参与も認めているわけですよ、代理みたいな秘書課長が、このように変わりますからと、参与が、直属の上司は市長ですからと、同意しますとは言わなかったわけでしょう。先ほどの答弁だと、自分の直接の上司は市長なので、市長の意向に従いますということで、同意とは言っていないわけでしょう。違いますか。

**○（総務）秘書課長**

8月19日以前に、私より説明させていただきました。その中で、市長に雇われているので、それに従うという話、それから、それを受けて、私も、総務部長、市長にも報告させていただきまして、その中で、同意したか、しなかったかということに関して申し上げれば、市長の判断に従うという部分、それから、議案として提出させていただくという部分もございましたので、その中では同意したものというふうな形で受け止めております。

**○濱本委員**

普通は、そういうことであれば、契約ですから、文書を取り交わすというのが普通のやり方ではないのでしょうか、ここで、言った、言わないの話をしてもしょうがないのですが。

それでは、別な観点から聞きます。

地方自治法第222条を説明してもらえますか。

**○総務部次長**

地方自治法第222条ですけれども、これは予算を伴う条例、規則等についての制限を定めた条項でございます。読み上げさせていただきますけれども、「普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない」というような形で、第1項ということでそういう形で規定されております。

**○濱本委員**

法律の文書なので、解釈がなかなか難しいのですが、「必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない」、この意味というか、説明というのは、どういうことなのでしょうか、解釈というか。

**○財政部長**

行政事例では、「予算上の措置が適確に講ぜられる見込み」とは、関係予算案が議会に提出されたときをいうというふうになっております。

**○濱本委員**

関係予算案が議会に提出されたとき、それは否決も前提の中に入っている、否決される見込みであっても、予算として計上すればいいのだということですか。

○財政部長

手元にある資料の中では、あくまでも、関係予算案が議会に提出されたときという言い方をしておりますので、可決、否決の前段の、議会に提出されたときという考え方だというふうに思います。

○濱本委員

何か字面で読むと、「必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない」、予算としてきちんと組み立てられるまでは議会に提出してはならないけれども、組み立てられたら提出してもいいのだという、そういう理解でいいのですか。

○財政部長

細かい資料を持ってきてはいないのですけれども、少なくとも、予算案が議会に提出されたときという言い方です。要するに、同じ議会の中で提案されていれば、問題ないかというふうに解釈いたします。

○濱本委員

何となく、読むと、普通に考えると、予算上の措置が講ぜられて、さらに、その予算が成立することがある程度見込まれるというような読み方もできるわけですが、そうではないということなのですね。

○財政部長

少なくとも、この行政実例の言い方は、関係予算案が議会に提出されたときという言い方で、昭和31年の文章でございますけれども、そのようになっております。

○濱本委員

第2項には別な言い回しで書かれているのですが、第2項を説明してもらえますか。

○総務部次長

第2項を読み上げさせていただきます。

「普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関は、その権限に属する事務に関する規則その他の規程の制定又は改正があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、又は改正してはならない」ということで、条例とかを制定、改正するときには、予算措置を伴うものについては、それについてきちんと措置を考えてから出すようにということだと思います。

○濱本委員

「必要な予算上の措置が適確に講ぜられる」ということは、ただ予算を提案すればいいだけの話なのか、議会で可決することが前提になっているのか、その辺の解釈というのはどのようになっているのでしょうか。

○総務部次長

条例とかを制定するときには、そのために予算が必要になる部分があると思います。その財源、収入をしっかりと確保できるという見込みがあってから、そういう条例関係の議案を出す必要があるというふうにこの条項はいつているというふうに思います。

○濱本委員

ということは、議会承認の見込みがなくても、予算編成としてきちんと財源確保ができればいいのだということですか。それが「予算上の措置が適確に講ぜられる」という解釈でいいのですか。

○総務部次長

議会の議決はその後の話ですから、議案の提案としてしっかりとその収入が担保されて、支出予算を計上しなさいということだと思います。

○濱本委員

なぜそれを聞いたかという、普通は、今までは、ほとんどが新たな予算措置を講じるもの、当然、予算案も出

るし、議会での可決も前提になっているというか、きちんと進んでいたわけですよ。今回はそういう状況ではないということがまず一つ。

それから、議案の説明が、自民党は 8 月 24 日にありましたけれども、まず、6 月 10 日の参与の任用については、期限は翌年 3 月 31 日までだった。そして、8 月 19 日の総務部の文書、また、24 日の会派議案説明においては、10 月 1 日からは新制度の下での参与の雇用ということである。ということは、8 月の議案説明、8 月 19 日の文書が出た時点で、もう参与の任用期限は、常識的に言えば、9 月末日でいったん区切ることの合意も参与との間に必要だったのではないですか。そして、議案が可決したら、10 月 1 日から新制度で雇用しましょう、もし否決されたら、9 月 30 日でいったん解雇して、もう一回、11 月 1 日で、現行制度の、6 月 10 日につくった制度でもう一回参与を任用する、雇用するということなのではないですか。その点についての見解と、参与とはそういう話をしたのか、それから、今私が述べたような見解についてきちんと考えたのか、その点についてはいかがですか。

○（総務）秘書課長

時系列的に申し上げます。

まず、6 月 10 日の任用起案の部分では、平成 28 年 3 月 31 日まで任用期間という形の任用条件を示しております。8 月 19 日の文書、それから 8 月 24 日の会派説明の中の部分では、新たなルールを提案させていただくという形での説明をさせていただきました。この中で、まず、先ほど、市長の判断に従うという部分の同意、参与には、新しい制度を議案として提出させていただくということの説明と、10 月 1 日以降新たな制度に乗りかわるということの説明をさせていただきました。その中で、合意をいただいた上で、新たなルールという形での説明をさせていただいております。

○濱本委員

議案を上程するに当たって、否決が前提になっている議案は上程しませんよね。当然、可決されることが前提になって、議案は上程されると。そうすると、10 月 1 日から新しい根拠で雇用しますということになると、最初に 6 月 10 日に決めた任期の 3 月 31 日は、9 月末日と変更をかけないとだめなのではないですか。変更をかけた上で、それで、可決になりました、10 月 1 日任用ですということになるのではないですか。それをそのままにしておいたら、新しい採用根拠はできたけれども、今までの根拠のままです。条件が変更になるわけだから、私は新しい基準のところへ行きたくありませんと言ったら、行かなくても済むわけですよ、3 月 31 日まであるわけだから。そういうことになりますよね。違いますか。

○（総務）秘書課長

濱本委員の御指摘の部分でございますけれども、まず、新たなルールを議案として提出させていただきますということの中で、参与とは、いわゆる同意の中で、同意といいますか、判断に従うということの中で、報酬等も含めた任用条件の変更に関して同意をいただくということにおいて、10 月 1 日以降、可決されたならば、新たなルールで任用する予定であるという説明をさせていただいております。

○濱本委員

よくわかりませんね。そうだったら、今の話でいったら、議案が可決になった段階では、参与がみずから 9 月 30 日をもって退職しますと言わなければならないわけですよ、任用期間が 3 月 31 日まであるわけだから。それも約束していたのですか。

○（総務）秘書課長

新たなルールが可決されたならば、9 月 30 日をもって退職願をいただいて、10 月 1 日に委嘱するというような話をさせていただいております。

○濱本委員

それは、参与が条例の可決を見たら、9 月 30 日をもって退職しますという、退職願を出すという約束をしたとい

うことですか。

○（総務）秘書課長

参与からは、議案が可決されたならば、退職願をいただくという形の話をしていただきました。

○濱本委員

今のは何かよくわからないのですけれども、議案が可決された段階で、参与には、日にちはともかくとしても、9月末日ぐらいがめでで退職願を出してくださいねと言ったのか、出しますと言ったのか、どちらですか。

○（総務）秘書課長

具体的には、今の濱本委員の質問は、参与は退職願を出すと言ったのか、出してくださいねと言ったのかということによろしいですか。こちらから退職願を書いてくださいねと言ったのか、参与がみずから退職届を出すというふうに言ったのかという、そのような御質問でよろしいですか。もう一度お願いいたします。

○濱本委員

私が言いたいのは、議案が提出された、成立見込みですといったときに、今までの参与の任用根拠が変わるわけですよ。そうすると、いったん、任期が3月31日まであるものを9月末日に変更をかけなければならないわけです。変更をかけるということは、どうするかというと、1か月前の解雇予告をしなければならない、若しくは退職勧奨をして手続をとらなければならないわけです。そういうことをしている形跡が一切ないから、確認しているのです。そういう考えがあったのかどうかも含めてですけれども、いかがですか。

○委員長

理事者の答弁を求めます。

○濱本委員

このようなことで詰まっていますは困るわけですよ。行政は、基本的に手続上に瑕疵があってはいけないし、きちんと手順を踏んで執行していかなければならないはずなのです。議案が出た以上は、そういう9月末日の区切りをきちんと参与との間で合意しなければならないわけですよ。合意するということは、いったんは退職勧奨をかけるということですよ。若しくは、解雇予告をかけるということですよ。それでも議案が否決されたのだったら、本当に必要だったら、もう一回、今までの雇用を前提に、10月1日からまた新たに雇用すればいいだけの話ではないですか。そういう手続をとらないでずるずる来ているというのが問題だということをあえて言いたかったのですけれども、そういう手続ということについて、きちんと手順を踏んでやったという自負がありますか。

○（総務）秘書課長

解雇の予告ということで、労働基準法で1か月前ということで、それを根拠にした御質問ではないかというふうに解釈しておりますけれども、この場合は、使用者側の都合による解雇の場合には、1か月前までは、1か月分の給料を保障しなければいけないという規定でございます。その中では、今回、新たなルールでの議案の提出という部分は、使用者の都合という形で捉えてはおりません。

○濱本委員

私が言っているのは、いろいろなことを今まで質問してきた中で、あなたたちは、きちんと行政的な手続を踏んで、一つずつ踏んで執行していかなければならない。今、聞いている話の中では、私自身が考えるに当たって、議案を提出した以上は、3月31日でなく9月末日でいったんは区切るべきなのではないのですかと。区切り方はいろいろありますよ。退職勧奨という言い方もあるし、議案をもう8月24日に示しているわけですから、会派説明をしているわけですから、解雇予告をしてもいいわけですよ。そういう行為をしないでするここまで来ているということが、問題だと言っているわけです。だからこそ、今までの中で、8月19日以降の中で、手続上に問題がなく執行してきたかということに自負がありますかということ、ミステークはありませんかということを確認したわけです。解雇予告が具体的にどうのこうのとか、そういう話ではないですよ。6月10日に参与を任用して、いろい

ろ議論があって、8月に、議案提案になったわけでしょう。それは、10月1日の施行を前提にしているわけではないですか。対参与の立ち位置が変わるわけですから、そのことについてきちんと手続を踏んで今日まで来ているのですかということを確認したいから、いろいろ聞いているわけですよ。100パーセントの手続を踏んだのですか。

○（総務）秘書課長

100パーセントの手続を踏んだかということで御質問がございました。我々の事務といたしまして、第3回定例会において新たなルールを、再三再四申し上げておりますけれども、議案として提出させていただきました。これをもって9月30日でいったん区切るということにはなっていないという形で考えております。参与に対しては、答弁の繰り返しになりますけれども、任用条件が変更になるということは、通知はさせていただいております。

○総務部長

手続の関係のお話でございますけれども、濱本委員がおっしゃるような形での、1か月前に予告して切るというのも一つの手続ですし、先ほど秘書課長が申しておりますように、参与と直接話をして、この第3回定例会で提案した議案等が通れば、そのように切り替えさせていただきますという話をしているということで、一つの、口頭ではありまじょうが、書類ではないでしょうけれども、合意がとれているということでもありますので、仮に第3回定例会で議決をいただければ、そのときに参与に、話をしていた約束どおりにいたしまじょうということで、それは双方合意ということで、その1か月を経なくても、解雇といいますか、それに切り替えるということができるというふうに踏んでおりますので、そういう意味で、完璧な書類も取り交わしてとかという100パーセントではないかもしれませんが、それなりに有効性のあるものではないかというふうに踏んでおります。

○濱本委員

ということは、別な言い方をすると、議案として否決されるかもしれないから、とりあえずそのままいままじょうという思いもあったということですか。提案した議案が可決されるということが前提であれば、いったんけじめをつけるのが普通のやり方ではないのですか。万が一だめだったら困るから、そのままやまじょう、そういうことではないと思うのですけれども。

○総務部長

そういった、否決されそうだから放っておまじょうという考えは当然なく、議決をいただくということにとりあえず専念するといいますか、議決をいただくことに集中するということが当然考えていたわけでございますし、いったん切るべきというお話も、先ほど申しましたように、参与からは、秘書課長を通じて、市長の判断にお任せするという言葉をいただいておりますから、それは、双方合意ができるという前提の下で、双方で合意となれば、議決をいただいた瞬間又は9月30日でも、双方、それこそ合意のできる日にちでもって雇用を切り替えるという形ができますので、そういったことでもって考えておりました。決して、放っておけばいいとか、そういうことではございませんでした。

○濱本委員

先ほど少し言いましたけれども、退職勧奨という言葉があります。本来であれば、たぶんその言葉は、先ほど私が質問した中での議案の提案の段階で、退職勧奨は1か月前でも、もっと前でも全然できるわけですから、そういうくくりとしては、そういうくくりで9月30日という、そういう投げかけはできるわけですよ。今回の部分でいうと、私自身の認識でいえば、行政としての手続についていえば、非常にずさんさを感じます。やはり、そういうきちんとしたルールというか、手順をきちんと踏んでやるべきだっただろうと思うのです。手続上に瑕疵がないとか、手順が100パーセントだかどうだったかというところの明確な答弁はなかったのですが、市長、みずから考えて、どうですか。この間、議案の説明から9月30日まで、今までの質問を聞いてきた中で、市長の部下たる総務部の皆さんの手続上に、100パーセントとは言わないけれども、若干の不備はあったという認識がありますか。それとも、パーフェクトだったと思いますか。

○市長

私は、瑕疵があったとは思っておりません。

○濱本委員

いやいや、瑕疵と言うと、少し言葉がきつくなるのです。100パーセントの行政手続をした認識がありますかと。点数はとれるかもしれない。例えば、80点、70点はとれるかもしれないけれども、100点はとれるのかということですよ。自分は100点だったのかと思うかどうかということです、瑕疵があったというのは、もう赤点の世界ですから。いかがですか。

○市長

原課で対応していただいて、私はそのとおりでよかったというふうに思っております。

○濱本委員

済みません、言い回しが理解しにくいだけでも、原課の対応は間違いがなかった、100点満点の100点で対応したという認識でいいのですか。

○市長

今お話ししたように、十分に対応していただいていると思っております。

○濱本委員

私は、質問で、十分という言葉は使わなかった。100点満点の100点の対応を原課はしたのですかということを知っている。十分ということは聞いていないの。100点なのか、80点なのか、60点なのか、市長の認識は何点ですか。

○市長

必ずしも点数的な評価と限りませんから、先ほど来、部、課よりも答弁させていただいておりますけれども、それに対しての対応はしっかり行っていると思っております。

○濱本委員

何か、真正面から答えてくれないのが非常に残念です。自分の部下がやったことに、自信を持って、いや、それは100点です、行政上の手続に不足はありませんでしたとやはり胸を張って答えるぐらいでもいいのではないですか。いかがですか。

○市長

ですから、先ほどからお話ししているように、瑕疵はないと私は思っております。

○濱本委員

ずっと市長といろいろな場面で、第2回定例会から、第3回定例会から議論していますけれども、質問の趣旨とどうか、質問の意図に正面から向き合ってくれないということを何度も経験しております。非常に残念です。時間が時間なので、最後に聞きます。

まず、定例市長記者会見での、労働契約法は修正をかけましたけれども、「参与は労働契約法に守られている嘱託員でありますので、正当な理由なく解雇を行う事はできないものです」というメモが、10月7日のときに出ている。少し不思議な感じがするのは、参与は、これからの市長としての職を担うに当たって、絶対に必要な存在だから、このまま任用を続けます、というような言い方ではなく、解雇ができないという言い方だったのです。普通であれば、解雇うんぬんよりも、任用を続けますという、私にとって必要な存在ですから、任用を続けますという答え方のほうが妥当性があると思うのですが、あえて市長がこういう言葉遣いをしたというのは、何か意図があるのですか。私の言ったような言い方をしなかったというのは、何か理由があるのですか。

○市長

いいえ、何も理由はありません。

## ○濱本委員

理由がないというのは、よくわかりません。それも、やはり、先ほど申し上げたように、何か、正面から向き合ってお答えいただけないなという非常に残念な気持ちでいっぱいです。

それから、もう一つだけ申し上げます。

10月7日の総務常任委員会の資料で、参与の任用についての議決以降の経過というペーパーが出されています。報告を求めてこのペーパーが出たわけですが、ここに日にちは書いてあって、内容が書いてあるのですが、誰が議論しているのかが一つも書いていない。どこに市長が出ているのか、部長、次長、課長でどこがやったのか、全然わからない。ある意味、議会が求めている資料として、7日は時間がありませんでしたので、到達できませんでしたが、これでは、資料としては不完全なものと言わざるを得ません。どこで誰が何を協議して、何を協議したかというのはわかりましたよ、しかし、誰がこの議論をしているのかというのは、一つも出ていない。私の質問時間は終わりということですから、できれば、誰が出ているのか、ここから後、休憩もあるでしょう、もし資料が出せるのであれば、資料を提出してもらいたいと思います。休憩時間中に理事会を開いて、資料提出も皆さんの会派で認められるかどうかも含めて、協議してください。

## ○委員長

自民党の質問を終結し、共産党に移します。

---

## ○酒井（隆裕）委員

### ◎参与の任用について

それでは、何点か、この参与について質問させていただきたいと思います。

まず、この参与の任用についてでありますけれども、これまで日本共産党は、述べていたとおり、任用に至る経過の面で見れば、不透明さがあり、それから、丁寧に欠けていたということは、常々指摘させていただいたとおりでございます。そうした点も含めて、拙速に物事を進めたのではないかとすることを指摘させていただきました。

前回の7日の当委員会においては、私も、現段階での是非についての判断をできる状況にはない、その上で、3点がクリアされているのが判断の基準になるというようなことを申し上げました。第1点に、庁内の合意がされているかという問題、第2に、法的な手続が守られているかという問題、それから第3に、議会や市民への説明責任が果たされているかという問題であります。

第1点目の庁内合意の問題でありましたけれども、この問題にかかわられているというのは一体誰なのかという質問に対し、総務部、財政部、建設部の各部長だということでお答えになりました。その上で、職員に対してしっかりと意見を酌み上げるべきだというふうに主張させていただきましたけれども、これについては、努力するというような答弁だったというふうに思います。ただ、いずれにいたしましても、こうした庁内合意という点ではまだ不十分だということは、指摘しなければならないと思います。

また、現在の参与の身分についてでありますけれども、嘱託員ということ、それから、労働基準法が全面に適用されるということ、さらには、小樽市嘱託員就業規則が根拠となるということも、確認させていただいたとおりでございます。

それでは、それに引き続き、今回、法的手続は守られているかどうか、このことについて、最初に質問したいと思います。

まず、参与の勤務実態は一体どうなっているのかということでございます。

小樽市嘱託員就業規則では、第14条第1項第2号に、「第4条各号に掲げる事項のいずれかに違反する行為があったこと」が解雇の事由に当たることが示されているわけでございます。第4条第1号では「勤務時間内においてその職務に専念すること」が、第3号では「上司の職務上の命令に従うこと」が服務として示されているわけであ

ります。そこで、9月17日の当委員会で自民党、新風小樽から要求された資料でも明らかなおり、業務日誌と出勤簿を照らし合わせても適合しないような項目があるということ、業務内容にも示されていない欄があるということ、それから、たび重なる時間外勤務など、言ってみれば、ずさんとしか言いようがない、こういった実態も明らかになっているわけであります。しかしながら、このこと自体が直接、解雇に結びつくかということ、必ずしも私はそうではないというふうに思うわけであります。まずは、こうした事例が生じたことについて口頭で改善を促す、こういったことも必要ではないかと思えます。こうした改善に向けて上司としてどのような対応をされてきたのか、このことについて最初に伺いたいと思えます。

○（総務）秘書課長

職務上の上司である秘書課長として答えさせていただきます。

まず、第2回定例会において業務の内容等の御指摘もございました。この中で、まず、業務日誌の指示をした部分でございます。この中で、勤務時間の超過等の部分に関しても、私自身のチェックが甘かったということは認めるところでございます。今後に向けてでございますけれども、まず、業務の報告という部分に関して、より詳細な報告をいただくということで考えております。また、御指摘いただいている勤務時間に関して、現在、15時半で終わってしまうという勤務のしにくさという部分もございます。一応、勤務時間の割り振り、嘱託員でございますので、週29時間という制限はございますけれども、こちらの勤務時間の割り振り等で勤務時間の改善を図っていきたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

いや、私は、現在もそうした決まりがある以上は、しっかり守っていかなければならないという趣旨で申し上げました。まず、こうした勤務超過などを含めたものが行われたということの責任は、一体どこにあるのかと。そして、こうした改善に結びつけるためにどういった行動を行ってきたのかということをお伺いしたかったわけであります。その点について確認いたします。

○（総務）秘書課長

まず、勤務時間の部分でございますけれども、いわゆる所属長である私が時間外勤務をさせたということが現状でございます。その中で、責任の所在等に関しては、労働した嘱託員にあるのではなく、時間外勤務を命じた所属長にあるというふうに理解しております。先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、この部分、規則は遵守しなければいけませんので、その規則に基づいて勤務時間の割り振り等を今後に向けて改善策として考えていきたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

そうした対応を行ってきたということでは理解するわけでございますけれども、こうした結果、現在においては改善されていると確認してよろしいのでしょうか。

○（総務）秘書課長

勤務時間でございますけれども、先日、会派にも説明させていただいた部分で、現在、四つの点について検討していると。報酬額であり、職務内容であり、勤務時間であり、雇用期間でありという形で検討しております。この中で、今、それも含めた中で、改善策を検討しているというような形の段階でございます。

○酒井（隆裕）委員

いや、私が申し上げたのは、今後の検討事項ではなく、現在においてそうしたことが守られているのかと。これが最低限のものだと思うのです。これは守られているということでよろしいですね。

○（総務）秘書課長

私から、今後においてという形で答弁させていただいた部分で、現在において、勤務時間等に関しては、規則を遵守しているということで、守っているという形でございます。

### ○酒井（隆裕）委員

守られているということであれば、それは問題ないと思うわけでありますけれども、今後において繰り返されるということになれば、当然、注意なども考えられる部分だということなところであります。一般職であれば、地方公務員法の懲戒処分が当たるというふうに思うわけでありますけれども、特別職については、先日答弁されたとおり、適用されないわけであります。法で、通説では、地方公務員法上の処分の規定が直接適用されない特別職に対しても、地方公共団体等の使用従属関係を前提に、一定の義務違反があった場合には、公務員関係における規律、秩序保持のために任命権者は処分することが可能であると考えられる、このように示されているわけで、具体的には地方自治法施行規程第16条において準用される同規程第13条に規定されていると通説ではされているところでございます。

そこで伺いたいと思いますけれども、たび重ねて上司の職務上の命令に従うことに違反した場合、こういった注意などを行うことができるかどうか、これについて伺いたいと思います。

### ○（総務）職員課長

嘱託員が上司の職務上の命令に従うことに違反した場合ということかと思いますが、小樽市の場合、特別職の嘱託員という位置づけで任用しておりますので、地方公務員法上の懲戒処分の規定はまず適用にならないということになります。あと、もし実際に嘱託員に制裁を科すということになりますと、労働基準法が全面適用になりますので、就業規則の中にその制裁の定めがなければ、制裁はできないということになりまして、実際、小樽市の就業規則の中には、解雇の規定しかないということになりますので、職員の処分に該当するような手続としましては、解雇しかないということになるのかと思います。ただ、実際には、服務監督上の注意というのは、通常、日常業務の中で行われるものですので、そのような注意は、頻繁にといいますか、日常的に行われるものというふうに認識しております。

### ○酒井（隆裕）委員

言ってみれば、いきなり首にはできないのですよね。当然、その前の段階における注意なども行われるということであります。それから、先ほど秘書課長から述べられたとおり、命じた側に責任があるということであり、これについては、改善はされるというふうに思っております。

先ほど、今後についてということを出されておりましたけれども、現在の身分についてももう少し聞きたいと思いますが、具体的な検討内容について若干聞きたいと思います。この任用期間についてであります。

会派への説明の中では、市長の考え方として、来年3月31日まで任用すべきと考えている、こういったことが示されました。しかしながら、その一方、何が何でも3月31日までというものでもないということも示されましたし、それ以上の任用についても明言はされていないわけでございます。改めて、現段階でこの任用期間についてどのように検討されているのかについて伺いたいと思います。

### ○（総務）秘書課長

任用期間につきましては、どうあるべきかという点に関して、現在も検討を行っているという形でございます。

### ○酒井（隆裕）委員

やはり、こうした具体的な検討内容というのを早急に示していただくことが、これからの議論の前提になると思うのです。一定のそうしたものが示されるということになった段階で、やはりこうしたことは議論していかなければならない問題だとは思いますが、これが仮に来年3月31日に期限を定めるものではないという形になってしまうと、やはり議論できないというふうに思うのです。ですから、やはりこれについてはしっかりと早い段階で、いつまでということと考えているということを示していただきたいと思っております。

それから、参与の現在の立場についてですけれども、議会の中で、周知のとおり、否決されたということもありまして、予算としてどこで担保しているのかという問題が今も残ったままであります。ここで危惧しなければなら

ないのが、本来の臨時職員の雇用に影響が出ないのかというようなことで、大きな問題と思います。現在はどのような形で任用されているのか、これについても確認したいと思います。

○（総務）秘書課長

現在、参与の報酬に関しては、秘書課の予算から支出しているという形でございます。

（発言する者あり）

○酒井（隆裕）委員

秘書課の予算というのは、そういった嘱託員を雇うための十分なものがあるのでしょうか、秘書課からということになりますと。もう少し詳しく説明していただけますか。

○（総務）秘書課長

現在の予算の執行の状況でございますけれども、臨時職員の賃金から秘書課の報酬予算に流用させていただいて、その中から支出をかけているという状況でございます。

○酒井（隆裕）委員

予算流用しているということで、そういうところに出てくると、本来のそういった臨時職員の雇用に影響が出ないのかというのは、やはり大きな問題だと思うのです。こうした点についてクリアされているのかということは、やはり最低限確認しておかなければならないと思いますので、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）職員課長

職員課の賃金の予算から流用ということになっておりますので、あくまでも、当初、必要な分ということで計上しておりますので、年度末には不足が生じてくるだろうという心配はしているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

やはり、そうした点では、正常な方向ではないというふうには思っております。ただ、議決、否決されたという状況もありますので、そうした点も考慮しなければならないとは思いますが、今後において、そうした点もやはりクリアしていくというのは、当然のことだと思います。

それでは、具体的な検討内容についてでありますけれども、報酬額についての考え方を伺いたいと思います。

御承知のとおり、この30万円という月額から、参与という形で行うという形で一定額を示されたわけでありまして、これについて、会派説明の中では、30万円については減額する方向で考えているということが説明されたわけでありまして、具体的にどのように減額するのか、減額という点だけでいえば、既に否決された参与の議案等でも減額されているわけでありまして、考え方を説明してください。

○（総務）秘書課長

第3回定例会で提案させていただいた部分、30万円から27万7,000円という額で提案させていただきました。こちらの根拠といたしましては、繰り返しのようになってしまいますけれども、再任用の国家公務員の管理職職員の最低額というものをまず基本ベースといたしまして提案させていただきました。今後、減額を含めて検討するというような形になっております。一つには、国家公務員管理職の再任用という部分というのがわかりにくいという部分もございました。そういう指摘もございました。あと、市の再任用職員の月額単価であったり、他の嘱託員の単価であったり、月額単価、日額単価も検討いたしまして、今、具体的に幾らという形の方向性はまだ出ておりませんが、改めて根拠をつくって、示す予定でございます。

○酒井（隆裕）委員

従前の、27万円幾らというときも、私どもとしては、高額ではないというような判断をしたところであります。むしろ、その中身についてが問題なのだという話はしたところであります。ただ、今回のところでは、再任用うんぬんの話、それから、減額も含めて検討していくということでありますので、やはり、市民に対しても、しっかりわかりやすく説明する必要があるというふうに思うのです。市の再任用職員と比べて幾らなのかということ、それ

はわかりやすいと思うのです。それが、やはり、国家公務員での再任用、管理職でのうんぬんという話になってしまうと、どういったこと言っているのか、全然わからないのです。ただ金額だけ見る限りでは、27万7,000円であるとか30万円というのがひとり歩きしてしまって、それではやはり判断がつかねるというふうに思うのです。これは金額ありきの問題ではなく、むしろそういった仕事にふさわしい職責を果たしていただいているのかという問題でもありますので、この根拠については、今後の検討課題の中でしっかりと示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（総務）秘書課長

酒井隆裕委員の御指摘のとおり、まず額ありきという形の印象を与えるのではなく、かつ、わかりやすくという部分に根拠を求めまして、再度、提示させていただきたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

それでは、職務の内容について若干伺いたいと思います。

今回、考え方として示されているのは、アドバイスということで、そのアドバイスの中身について限定する方向で考えているというふうにおっしゃいました。そうすると、そうした報酬にも絡んでくる問題だと思います。仮に除雪だけに限定するというので、時間について、時間はこの後言いますけれども、そういうことになるということであれば、当然、報酬にも絡んでくるという問題だと思うのですが、職務内容について限定するというのは、一体どういった中身なのか、それについて御説明ください。

○（総務）秘書課長

限定する部分も、一つの考え方という形なのですが、現在、市政全般のアドバイザーというような形で職務を、いわゆる市政全般という形でございます。活動の部分、現在のところは、除排雪に関してという部分のウエートがかなり多く占めております。その中で、一つの考え方といたしまして、いわゆる専門性を生かした形で全般という一つの職務、また別の考え方として、専門的な除排雪に関するアドバイザーというような形の職務内容の選択も考えております。それに向けて、それに対して、先ほどの報酬額の部分に関しても検討したいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

これまでの部分での参与について、非常勤の参与ということでは、一定否定されたということはありません。それを受けて、今回、嘱託員としての参与のあり方というものについて考えるということだというふうに思いますので、これについても、これまでと同じような形にはやはりならないのではないかなと思うのです。ですから、一つの考え方ということでばやかすのではなく、しっかりとこの職務については、これをやるのだ、だから、こういう額が必要なのだ、こういう時間が必要なのだということをやはり示していただかなければならないと。それでなければ、やはり議論にならないのではないかなと思います。

それから、最後になりますけれども、勤務時間についての確認であります。

現在の嘱託員としての参与では、週29時間以内で、8時50分から15時30分までということがあります。しかしながら、非常勤の参与ということで否決はされましたけれども、その中では勤務時間の定めがないということでも出されたわけでありまして。先ほど秘書課長から、勤務時間について、やはり、言ってみればやりづらいというような趣旨での御答弁があったというふうに思います。今後において、例えばフルタイムで行うとか、現在の規則で決まっている嘱託員ということであるのか、考え方としては今どういった考えに進んでいるのか、それについて御説明をお願いします。

○（総務）秘書課長

今後における勤務時間の考え方でもございますけれども、まず、先ほどの業務との関係が出てくると思います。その中で、業務の範囲とその業務に柔軟に対応できるような時間設定ということが必要になってくるというふうに

考えております。その中で勤務時間をどう割り振りしていくかという形になろうかと思ひます。この辺も含めて、今後、今こうするという形の方向性を現段階において示すことはできませんけれども、この部分も含めて制度設計をして、新たな提案というような形で考えております。

○酒井（隆裕）委員

いずれにいたしましても、このまま嘱託員ということで進むということであれば、こうした勤務形態などというものをそう簡単に変えられるというものではないというふうに思ひます。これを、第 3 回定例会で出された非常勤の参与と言うかは別として、新たなものを出してくるということになれば、もちろん大幅に変わるということもあると思ひますけれども、いずれにしても、そうした考え方などについては早急に示していただきたい。その上で、市民の皆さんとともに、どういったものがよろしいのかどうか、そうしたことを判断していくということが必要になると思ひますので、その点については早急に出していただきたいということを求めて、私からの質問は終わります。

○委員長

共産党の質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 28 分

再開 午後 2 時 59 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質問を続行いたします。

公明党。

---

○齊藤委員

◎参与の任用について

まず、予算の流用について伺ひます。

第 3 回定例会に補正予算として提出された 9 月 30 日までの嘱託員報酬と 10 月 1 日以降の新たに委嘱されるはずであった非常勤の参与の報酬がともに否決されている現時点におきまして、事実上の任用が不適切に継続されている参与の報酬の財源としては、6 月 9 日に秘書課で起案された、運用元の職員課の臨時雇用者賃金から、この運用先が秘書課の嘱託報酬ということの節間流用により確保された 357 万 2,632 円、これのみであります。ちなみに、現時点でのこの節間流用された部分の予算残額は、幾らになっておりますか。

○（総務）秘書課長

申しわけございません、具体的な数字は、今、持ち合わせておりません。

○齊藤委員

調べてきてください。

○委員長

秘書課長、どれぐらい時間があればよろしいですか。調べる時間がわかれば、次の質問に移りたいと思ひます。

（発言する者あり）

（「これからの質問にかかわります」と呼ぶ者あり）

ということなので、今、言われた数字を的確にお答え願ひたいと思ひます。

○（総務）秘書課長

それでは、10 分程度お時間をいただければと思ひております。

○委員長

よろしいですか。

○斉藤委員

はい。

○委員長

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 02 分

再開 午後 3 時 24 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、理事者の答弁を求めます。

○（総務）秘書課長

先ほどの斉藤委員からの秘書課の嘱託報酬の残額ということの御質問でございます。

9 月末まで執行しております。この部分で残額は、244 万 2,887 円となっております。

○斉藤委員

244 万 2,887 円ということでした。

まず、一般に予算の流用が禁じられる場合とその理由、また、特別に流用が認められる場合とその要件について、お示ししたいと思います。

○（財政）財政課長

一般的にといいますか、地方自治法では、款については、流用が禁止されておりますし、項につきましては、予算に盛らない限り流用できないという形になっております。それ以外の目、節につきましては、執行科目といいます、特段に流用の制限は禁止するものではありません。

○斉藤委員

地方自治法上、目間、節間において予算を流用することは禁止されていません。しかし、その流用も、無制約に許されているというふうに解することはできないということで、一、二、事例を挙げて伺いたいと思います。

まず、名古屋市予算規則第 11 条の 3 を示していただいて、その趣旨と思われることについて、簡単に説明していただきたいと思います。

○（財政）財政課長

名古屋市予算規則によりますと、歳出予算の流用の制限としまして、「歳出予算のうち、人件費、物件費相互間の流用は、行わないものとする」とあります。

趣旨につきましては、推測するところではございますが、人件費というものは、一般的に、総体的には義務的経費ということになりますので、人件費の増大などを防ぐ見地から、こういう定めをされているものと考えております。

○斉藤委員

次に、北海道の岩見沢市ですけれども、財務規則第 19 条第 1 項を示していただきまして、その趣旨と思われることについて、簡単に説明をいただきたいと思います。

○（財政）財政課長

岩見沢市財務規則第 19 条ですが、そのまま読ませていただきますけれども、「予算に定める歳出予算の各項若し

くは目の流用又は同一目内の節間(細節を含む。)の流用を必要とする場合は、市長の決定を受け流用通知書を財政課長に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる各節の流用又は人件費とその他の経費の間では流用はできないものとする」とあります。次に挙げる各号のものなのですが、一つとしまして報酬、二つ目は交際費、そして、三つ目は需用費の中の食糧費というのがあるのですが、食糧費に限っては認めないということがあります。最後に、投資及び出資金ということで流用の制限をしております。

趣旨につきましては、人件費については、先ほどと同じことだと思いますが、その他につきましては、推測しかできないのですが、やはり、むやみに流用するものではないという判断の下、決めているのではないかと考えております。

#### ○齊藤委員

大事なのが、1番目に、第1号として報酬があるということです。報酬が一番、この場合に禁じられている内容であると思います。その次が交際費、その次が需用費の食糧費、特に交際費、食糧費については、恣意的な流用が行われると、公金の違法、不当な支出につながると、重大な問題が起こる可能性があるというふうに考えられるからだと思います。ましてや、この一番初めに挙げられている報酬について、本市においては、巨額の流用が行われているというわけです。岩見沢市においてこのような規則を定めているわけですが、そこについての市長の御見解をお示しいただきたいと思います。

#### ○財政部長

はっきり言って、この節間の流用を制限している自治体というのはむしろ少ない事例でございまして、なぜここで岩見沢市がこういう禁止項目を設けているかという部分については、全く我々としても推測でしかございませんので、これを基にどうのこうのという御質問に対しての答弁は、今のところ特に持ち合わせておりません。

#### ○齊藤委員

市長に伺ったのですが、財政部長が答えられましたけれども、どうのこうのと推測はできないという話ですが、その推測をされる、どういう理由でこういうことを定めたのだろうかとか誰しも思いますよね。報酬、また、交際費、食糧費、こういった部分について、どういう意味があるというふうにお考えですか。財政部長で結構ですので、お答えいただきたいと思います。

#### ○財政部長

一つポイントとなっているのは、もう一つ、そのほかの項目で交際費、交際費というのは公の債務のほうではなく、いわゆる市長が外部の人間との、そういった部分の交際費でございます。それと、需用費も、食糧費に限るといことで、いわゆる外部とのそういう交際についての制限は、一定程度予算できちんと確保した上でやるべきであるということでの流用禁止かと思っております。ただ、この報酬に関しましては、私どもも事前に議論はしたのですが、なぜこの報酬を特化させて流用しているのかという部分については、少なくともこれは一般会計でございまして、地方公営企業の場合ですと、人件費を制限するという事例は多くあるのですが、一般会計の中でなぜこの報酬について制限されているのかというのは、我々としても、想定ができていない状況でございまして。

#### ○齊藤委員

まさにこういうことがあるからですよ。議会が承認しないような恣意的なそういう人事が行われて、そういった報酬の支払が行われる危険性がある、そういう危惧があるから、定めているのですよ。そう思われませんか。

#### ○財政部長

繰り返しになりますけれども、決して報酬というのは必ずしも新たな人事ばかりでなく、例えば、委員会等の報酬で、市長の附属機関等の報酬で、委員会の回数が多くなった、そういった場合も、報酬の予算としては足りなくなる場合がございます。ですから、そういったことも考え合わせますと、この報酬が岩見沢市で、恐らく規則で制定されたときには何らかの理由はあったかとは思っておりますけれども、私どもも特に確認はしていないのですが、岩

見沢市では、それなりの何らかの理由があって、こういう規則が制定されたのかとは思いますが、私どもとしては、その部分については、必ずしも、報酬がいろいろな場合で不足することがあるでしょうから、そういった意味では、ここで禁止されていることについてうまく理屈を答えるということにはできないというふうに思っております。

**○齊藤委員**

いや、まさにこの現状がそれを物語っているのです。こういうことが起きるから、だめですよと決めているわけです。今回の流用というのは、まさに恣意的な予算の執行だと。議会に与えられた予算の議決権というものを空洞化させる、さらに、議会による予算の統制を定めた地方自治法の趣旨そのものにも反するわけです。だから、極めて不適切だと指摘しているわけです。極めて不適切な予算執行だと。まさにこれは撤回すべきだと思いますけれども、6月10日、予算を流用されましたよね、その予算を先ほど出していただきましたが、現時点での予算残額244万2,887円、少なくとも、もう支給されてしまった話はどうしようもないかもしれません。しかし、この現在の予算残額だけでも、運用元の職員課に戻すべきではないですか。これだけ議会から批判され、不適切だと指摘されているにもかかわらず、その予算を流用したのだから、使いきるまでとは知らないよ、議会が何を言おうと、市長が勝手に使って構わないのだよ、そういう話にはならないのですよ。ここまで議会が指摘しているものについて、この流用した予算を繰戻すということを求めますけれども、いかがですか。

**○財政部長**

議会の議論経過を踏まえまして、先日来、打合せ会議を行っております。そういった中で、報酬額等についても議論しているところでございます。そういった中でございますし、現時点では、6月に出したこの通知自体がまだ生きているわけですから、それに伴います予算措置は、現時点ではしておくべきというふうに考えております。

**○齊藤委員**

いや、任用そのものについてもこれからしっかり聞きますが、そもそも、現時点でその残額を繰戻すべきだというふうに私は求めておきます。

財政部に伺いますけれども、小樽市財務会計規則第14条にはこのような流用の制限規定というものはありませんが、本市において、こういう現状の問題が起きている。これほど重大な問題が起きている以上、名古屋市あるいは岩見沢市と同様の流用制限の規定が必要ではないか、設けるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

**○（財政）財政課長**

現状ですが、道内主要都市、人口10万人以上の都市で見ますと、この流用の制限を設けているところはほとんどない状況にあります。現状では、今のところは考えておりませんが、今後の状況によっては、何らかの見方はしていかなければいけないかというふうには考えております。現状では、見直すところまではしておりません。

**○齊藤委員**

非常に曖昧な御答弁でしたけれども、検討するやに聞こえました。ぜひ検討していただきたいと思います。

一般管理費の、職員課が持っていた賃金、当初予算3,065万1,000円、これの11.65パーセントに当たる357万2,632円が6月9日の流用で秘書課に移された。こういう大変イレギュラーな流用だったわけですが、本来、職員課の臨時雇用者賃金は、これでは、常識的に、先ほどもありましたが、不足するはずであります。今後の臨時職員の雇用の見通し、また、その賃金の予算の充足等について、見解を求めたいと思います。

**○（総務）職員課長**

今年9月25日現在の試算なのですが、不足の見込額が13万6,000円程度ということで試算はしております。ただ、これは、現在いる臨時職員で試算したものでございまして、これから臨時職員が仮に例えば病気休暇などで代替が出たとしますと、当然これにプラスされてくることとなりますので、最終的には、いずれにしても不足額が生じてくるものというふうに思っております。この手当てについては、財政部にもいろいろお願いしているところ

ではございます。いずれにしましても、この不足額が出てきますと、予算がなければ臨時雇用ができないということにはなってしまいますけれども、そういうことにはなりませんので、財源的な手当ては、引き続き財政部にお願いしていきたいと思っております。

**○齊藤委員**

病気あるいは産休、育休、そういったことに対応することに支障が出る可能性がある。市長がこういう恣意的な任用を行ったがために、通常の業務に支障が出る。許されないことですよ、こんな、そもそも予算がないのですから、ないところを使うのですから、きちんと予算をとって、用意してから任用するべき話ですよ。それを、予算も何も考えないで、はい、任用します、後は野となれ山となれですか。とんでもない話ですよ。今、不足した場合の対処について財政部にお願いしているという話でしたけれども、現時点で財政部としての考え方をお示しいただきたいと思えます。

**○（財政）財政課長**

現在のところは、予算の範囲内ということですが、最終的に予算が不足する予定のときには、やはりそれなりの対応をしていかなければいけないものと考えております。

**○齊藤委員**

その「それなり」を聞いているのですが、どういう対応をされるのですか。

**○財政部長**

小樽市の財務規則上で言いますと、そもそも予算といいますのは、予算が成立して新年度 4 月 1 日の時点で各部に配当されている予算という、配当予算という考え方がございます。ですから、まずは、今は賃金と報酬だけの議論になっていますけれども、総務部に対しては、そのほかにもいろいろな予算が配分されております。ですから、まず、その中で執行状況を見て、その部内の配当予算の中で流用できるものについては、流用の対応が先決かというふうに思っております。それがどうしても無理だというような場合については、今後、予備費もひっくるめて対応を考えていかなければならないというふうに考えております。

**○齊藤委員**

要するに、1 点無理を行ったがために、どんどん連鎖的に他のいろいろな場面に支障、影響を与えて、どんどん流用が広がっていく、これがまさに、議会の予算統制権を侵すという話ですよ。予算があって、なきがごとくなるわけですよ。そのようなことが許されていいのですか。財政部としての考え方はどうなのですか。

**○財政部長**

そういったこともございまして、今回、第 3 回定例会でも補正予算ということで計上させていただいたわけですが、残念ながら、否決となった状況でございます。我々といたしましても、今後の事務の執行に支障のないように、適切に予算の措置はしていかなければならないと考えております。

**○齊藤委員**

では、伺いますけれども、そもそもが間違っているから、こういうことになるのですよ。法令遵守について伺います。そもそも、法令遵守を強調されている市長が自分の個人後援会の幹部を一本釣りのみずからの市長政策アドバイザーという形で市に任用した、そのこと自体が極めて不適切で、全て、それ以後のこと、いろいろなことがあります。起案の不備だとか、議会への説明が遅れた、予算がない、流用する、不当に高額な報酬を払う、さらに、その根拠が不明確だ、職務内容、勤務時間などの問題、多々あります。こういうこと全ては、最初の市長自身の判断のミス、それと不手際から発生した問題です。ここに至っても市長は、このような不適切な任用を行った、それをいまだに継続している、これについて、一にかかって、誰でもない、市長の責任なのですよ。これだけの混乱を招いたことに対して、市長からは、いまだに反省も謝罪もありません。そこに対する市長の見解をお示しいただきたいと思えます。

**○市長**

第 2 回定例会、第 3 回定例会と議会の中でさまざまな御指摘がありましたので、第 3 回定例会においても、皆様からの御意見を頂戴した中で提案させていただいておりますし、その御指摘を我々としてももう一度鑑みて、先ほど秘書課長からも答弁させていただきましたけれども、その改善策に向けてしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○斉藤委員**

今、適切でない形で任用が継続されている参与というのは、市長の後援会の幹事長代行の方ですよ。そういう方を参与として任用することは、まさにしがらみではないですか。市長が、口をきわめてといいますか、批判していらっしやいましたこのしがらみ、まさにそのしがらみなのではないですか。市長の見解をお示してください。

**○市長**

何度も話をさせていただいておりますけれども、私自身、市民の皆様と約束させていただいた公約が多々ありますので、その実現に向けて必要な人材、必要な体制として対応させていただいたということでございます。

**○斉藤委員**

第 2 回定例会の委員会答弁で市長は、現参与の市長選あるいは森井ひであき後援会での活動等についてはわからない、知らないというような答弁を連発されていたようでございます。よく知らなかったと言わんばかりでございますけれども、それは事実なのでしょうか。

**○市長**

私も、おかげさまで後援会の方々が多数いらっしやいますので、個別でそれぞれということで私自身が把握していないというところでございます。

**○斉藤委員**

そして、ついこの間の第 3 回定例会で、無所属の石田議員が議案第 1 号に対する討論をされた中で、「今回の市長公約の一部分は、作成当時から現参与のアドバイスも多分に加味されており、市長の考え方に最も近い人物であることも申し添えておきます」というくだりがございました。あまりよく知らない人の考えを選挙公約にも多分に加味されているということですが、どうしてこのよく知らない人の意見を選挙公約に取り入れられたのか、お知らせいただきたいと思います。

**○市長**

恐縮ですけれども、その発言については、石田議員に確認していただければと思います。

**○斉藤委員**

いや、石田議員がそうおっしゃったのですが、市長の選挙公約に取り入れたと言っているのですよ。市長の選挙公約です。誰か知らない人の選挙公約ではないのです。自分自身の選挙公約にその参与の意見を取り入れたのか、取り入れなかったのか、その辺については、今はアドバイザーですから十分政策に取り入れておられるのはわかりますが、選挙公約に取り入れたというのはどういうことなのでしょうか。

**○市長**

その御指摘は石田議員がされましたので、石田議員に確認していただければと思いますけれども、私は堤参与のことを当時から知らなかったとは言っておりませんので、その点だけ確認しておいてください。

**○斉藤委員**

堤参与を知らなかったのではなく、知っていたと思います、ただ、では、その選挙公約には取り入れなかったのですか。堤参与の意見を選挙公約に取り入れた覚えはないと、そういうふうにおっしゃるのですか。

**○市長**

私自身の公約でございますから、私なりに考えさせていただきましたけれども、本当に多くの方々、いわゆる除

排雪関係者であったり、雪に携わる方々、また、地域の市民の皆様とか、多くの方々に、私なりに現場等へ行って、現状を把握し、その上で公約はつくらせていただきましたので、そういうことでございます。

**○斉藤委員**

どちらなのですか。取り入れたのですか、取り入れなかったのですか。

**○市長**

たくさんさまざまな方々から御意見をいただいた結果でございますから、その中に堤参与が入っていたと言われれば入っていたかとは思いますが。いろいろな方々に御意見をいただいているので、そのうちの一人ではあるというふうには考えております。

**○斉藤委員**

いや、そういう「そのうちの一人」というようなことではなく、市長公約作成当時から現参与のアドバイスも多分に加味されておりますと、市長が今おっしゃったような内容とはかなり違う指摘を石田議員がされているということをし添えて、次に移りたいと思っておりますが、法令遵守についてもう一点伺っておきたいと思っております。

第2回定例会の予算特別委員会で、参与の任用の起案の過失うんぬんという点に触れて、我が党の秋元智憲委員の質問に、本来の流れとは違う形であった、あるいは、不適切な場面もあったなどと答弁されておりますが、こういった不適切な場面などについては、これは、法令遵守を非常に強調される市長としては、どのようにお考えか。事前に議会に説明もしないで、予算もつけないで、臨時職員の賃金を流用して、起案も代決、任用期限は書きかえる、このようなことをして任用された参与というのは、法令上、適切だったというふうに市長はお考えでしょうか。法令遵守も強調されていますから、市長にぜひ伺いたいと思っております。

**○総務部長**

今の御指摘のような面は確かにございましたけれども、全く100パーセント適切でということではなかったかもしれませんが、それが最終的に無効に至るまでのものではなく、それなりの有効性は持っているのではないかというふうに私どもは当時から思っておりましたので、その点については、今でもそのような見解を持っております。

**○斉藤委員**

それでは、総務部長の考えとしては、無効とまでは言えないけれども、相当に不適切だった、不適切だということとは、お認めになるわけですね。

**○総務部長**

本来の形ではない部分もあったということで、相当というのがどこまでかというのはなかなか言い尽くせませんが、一定程度の適切ではない部分というのはあったのだろうなというふうには認識しております。

**○斉藤委員**

いや、「あったのだろうな」という人ごとのような話ではないのですよ。まさに当事者なのですよ。市長はそれを指示した責任があるし、部長は判こを押したわけですよ。当事者なのですよ。自分がやったことなのですから、「だろうな」などと言わないで、きちんと答弁してください。

**○総務部長**

「だろうな」ということではなく、不適切な部分というのはやはりあったというふうには認識しております。ただ、それをもって無効であるとかということまではいかないというふうにも思っております。

**○斉藤委員**

いわゆる手続の問題というのは、いろいろ瑕疵があると思っております。不適切な部分が山ほどあったと思っております。手続うんぬんは一応置いておいて、別として、物事の道理としてお聞きしたいと思っておりますが、非常勤の参与の委嘱について、否決されたわけですが、市長は、10月1日から新たに非常勤の参与を委嘱されるお考えだったわけです。議会で、その予算と関連する条例案も否決されました。10月1日からの新たな提案をされたということは、

先ほどもいろいろ質問がありましたけれども、提案された時点においては、それ以前の 9 月 30 日までの嘱託員としての参与の任用というのはそこで終了する、考え方として、道理として、9 月 30 日までの嘱託員としての任用はそこで終了するというふうにお考えだったわけですね。物事の道理なのですけども、そこを確認しておきたいと思います。

○（総務）秘書課長

10 月 1 日から非常勤の参与ということで予定して提案しております。ただ、そこで、その提案をもって、参与の任用を 9 月 30 日で終了するという考えという形とリンクはしておりません。

○齊藤委員

リンクはしていないという話ですけども、変えるというのだから、従来の嘱託員としての参与というのは、何がしか好ましくないという理由が、そこには、職務時間とか、職務内容とか、いろいろ、勤務時間とかあったわけですね。理由は何だったのでしょうか。

○（総務）秘書課長

我々理事者といたしましても、第 2 回定例会で御指摘がございました一つには、職務内容であったり、報酬額であったり、勤務条件であったりという部分、あと、ルール化という部分の御指摘もございました。その中で、いわゆる嘱託員としての不都合な部分、それから、御指摘があった部分も含めて、新しいルールというような形で提案させていただいたということでございます。

○齊藤委員

要するに、そのような理由というのは、9 月 30 日でなくなったわけではないのですよね。そういう変えなければならぬという問題点は、いまだにあるわけですよ。その理由はあるのだけれども、任用そのものをずっと続けているというのは、やはり理事者としても不合理だ、任用し続けるというのはおかしいという意識はあるのですよね。

○（総務）秘書課長

問題点が残されているという部分はそのとおりでございます、それに向けて、報酬額であったり、職務であったりという形の検討を現在しているところでございます。

○齊藤委員

それでは、10 月 6 日の会派説明、市長記者会見での根拠法令の取り違い等について 1 点だけ伺って終わりますけれども、特別、法令違反や就業規則違反がない限り、現に任用されている参与の労働法上の権利関係、すなわち参与本人の労働基本権は、労働契約法というのは間違いだという、それは別にしても、守られなければならないということは当然のことです。議会が議決したから解雇するのだという、そういう直接の理由にもならないことも明らかなことでもあります。しかし、嘱託員としての参与の任用というのが現状では好ましくない、このまま継続するわけにはいかないということは、理事者もわかっているわけです。そこに問題があるにもかかわらず、否決されたからといって、10 月 1 日から、ずっと参与の従来の任用をなし崩し的に継続しているわけです。

この質問だけして終わりますけれども、10 月 6 日の共産党への説明のときに総務部長が、明年 3 月 31 日、ここが期限だと言われているのですが、この 3 月 31 日以降の任用について触れる発言をされたやに伺ったのですけれども、この事実関係についてお聞きして、さらに、これは、翌年度の予算を拘束するもので、債務負担に触れる内容で、到底看過できるものではありませんので、もしそういった発言があったのであれば、ここで撤回しておいていただきたいと思います。

○総務部長

私が次年度の雇用、要するに、またさらに再任で継続するというようなことまで触れたかどうかというのは、記憶にはっきりございませんけれども、仮に、そういう次年度を保障したようなとか、次年度の雇用を継続する意思みたいなものを表現していたとすれば、それは私の本意でもございませんし、そこまで言うつもりはなかったとい

うことであります。私がそういうふうにしたのかどうかというのは、現時点といえますか、記憶的にはしていません。かっただろうというつもりではございません。

**○委員長**

公明党の質問を終結し、民主党に移します。

---

**○佐々木委員**

**◎参与を正当な理由なく解雇できない根拠とした法令の誤りについて**

まず、総務部長から事前に行われた会派説明について、若干何点か確認したいことがありますので、お願いします。

今回も、参与の扱いについて、10月6日、各会派に総務部長からの事前の説明がありました。この会派への事前説明というのは、これまでも、議会と市長部局の円滑な意思疎通のために慣例で行われてきているものだと思います。ところが、その円滑な意思疎通というのが最近、非常にその目的が果たされていないように感じているのです。さらに言うと、新たな誤解まで生んできているのではないかというふうに思います。ですから、やはりこの事前の会派説明について適正に行われるように、もちろん、総務部長が非常に苦勞されて、いろいろなところをおもんばかっていただいて説明していただいているという御苦勞はよくわかったことを前提で話をさせていただくのですけれども、まず、10月6日のその会派の説明について、会派の説明順番や時間、おおよそどういう順番で、誰が行ったのか、さらに、それぞれのところで説明の内容を、どういうことを行ったのか、少し面倒くさい話になるのですが、その中身がどうも何か食い違ったり、会派ごとで説明されているところにつけ加わったり省かれたりしているところがあるというふうに感じるものですから、説明をお願いいたします。

**○総務部長**

説明の中身につきましては、私は一応読み原稿のようなものを用意しておりましたので、それをほぼ読み上げるような形で申しております。ですから、各会派によって内容が違っているということは、ほぼないのではないかとこのように思っております。

内容的には大きく二つがございまして、一つは市長の考え方について、それから、具体的な検討の内容についてということで、二つあります。実際の中身については、それぞれうんぬんということで説明はさせていただいたということでございます。

**○委員長**

もう一つ、順番が抜けています。

(「誰がというのも抜けているのですけれども」と呼ぶ者あり)

誰が説明されて、どういう会派の順で説明されたのか。

**○総務部長**

説明については、私が秘書課長と一緒に各会派を回らせていただきまして、説明そのものは私がいたしました。

それで、順序につきましては、通常、正副議長に一番初めに報告して、各会派にこれから回らせていただきますということで回る、それで、順番としては、大会派順ということがございますので、自民党、公明党、共産党、民主党、新風小樽、無所属ということで回るのが慣例というか、通例かというふうに思います。

このたび、前の日に連絡をとったりしている最中に、どうしても早い時間でないと説明を聞けないという会派がございましたので、その会派については正副議長の直後に入れさせていただいたということで、それから、共産党につきましても、連絡がなかなかとれなくて、次の朝になってから連絡がとれたということで、時間的にも、いつもの順番と違う格好になりました。それで、最終的には、正副議長に説明した後、順番としては、民主党、自民党、公明党、新風小樽、共産党、無所属という、結果としてはそういう順番になってしまったということで、ある会派

からも、従前からの順番というのは守っていただきたいという御指摘もございましたので、できれば私もそのようにいたしたいということで申したというようなところでございます。

**○佐々木委員**

2 番目に民主党でやっていただいたのは、きっと、早い用事がということで変えていただいたという部分については、御配慮いただいたのだと思うのです。ただ、その中で、私たちの会派で、私自身が直接受けたのではないのですけれども、2 人の議員がお聞きしたのですが、人権問題という言葉が御説明の中にはなかったというふうに聞いております。後の会派でそういう言葉が出てきたやに聞くのですよ。さらに言うと、私がどうしてこのようなことを言うかということ、市長の定例記者会見の中に人権問題という言葉が入ってございました。その会見の中で、同じ説明を議会にもしておりますというふうに市長はおっしゃっております。ですから、当然、私は、人権問題という、これは重要なフレーズだと思うものですから、その言葉が私たちの会派の説明の中でもあったのだらうと思って確認したら、そのような言葉はなかったということですから、このような質問をさせていただいているのです。人権問題という言葉については、いかがでしたか。

**○総務部長**

私は、人権問題については、どの会派についても一切言及はしておりません。人権問題とか、人権とか、何かそういう言葉すら、私の説明では使っていないというふうに思っています。私が確認している各会派の説明の読み原稿のようなものでまいりますと、ひょっとしたら、勘違いされる可能性があるとするれば、基本的に人事に関する権限は市長にあるとはいえ、というワンフレーズがありますので、その聞き間違いということは、可能性はあるのかもしれないと……

(発言する者あり)

これは私の勝手な想像ですけれども、私自身は、一切その人権という言葉は使っておりません。

**○佐々木委員**

今おっしゃった、人事については、市長の権限というのは、また人権問題とは全く違う話ですので、そういう勘違いがあったかどうかはわからないのですが、今の御説明だと、一つ気になるのは、記者会見で市長は人権問題という言葉をお使いになって説明された、しかし、同じ内容だというふうに説明されたにもかかわらず、議員への説明、会派説明の中では、人権問題という言葉は使われていない。これは同じではないというふうに思うのですけれども、その部分についていかがですか。

**○総務部長**

人権の話をしなくても、この趣旨としては十分に伝わるという判断が私としてはありましたので、人権は使わないということで市長にも話をしまして、そのようにお伝えしたということでございます。

**○佐々木委員**

てっきり、その部分は忘れていたのかと思いましたがけれども、あらかじめ市長と部長とは、人権という言葉は使わないで説明しようというふうに確認されているのですね。市長、それで間違いありませんか。

そうですか。それでしたら、なぜ市長は人権という言葉を記者会見で使い、そして、その中身、同じ内容で説明していますというふうにおっしゃったのか、意味がわからないのですが、そのところはいかがでしょうか。

**○市長**

記者会見での話については、先ほど安齋委員からも御指摘がありましたけれども、それについて、話をしたとおりでございますが、総務部長から、それを入れずに説明しますということでありましたけれども、意味合いに対しては、同じ意味だということもあって、同じことを説明させていただいておりますということで記者会見において伝えさせていただいたということでございます。

○佐々木委員

総務部長、それでは、会派説明のときに、人権問題という言葉と大体同じ意味だという中身で説明された文言はどこになりますか。

○総務部長

人権問題と同じ意味だということでの説明を私はしておりません。人権に至る言葉遣いというのは、私はしておりません。

○佐々木委員

それだと、市長の御説明と部長の御説明が食い違っていることになりませんか、市長から、同じような意味があるのでという言葉があったと思いますが。

○総務部長

市長の語られている部分は、私が申したものに付け加えるような格好で人権の話をされているかと思います。そういう意味では、私の申した部分は、要するに、市長が付け加える格好になっていますので、私はそこまで言及していないということでございます。

○佐々木委員

いや、違いますよね。市長は、そのこのところも含めた同じ意味の言葉を使って説明されているのだというふうにおっしゃっている。しかし、部長は、そのこのところまで説明しなくていいのだというふうにお考えになったというふうに食い違いが生まれているのですけれども、いや、私が言いたいのは、その食い違いが生まれているということ自体が問題だろうということを言いたいのです。食い違いがあるということは、お認めになりますか。

○総務部長

市長が記者会見で語った人権のことについて、市長の語ったほうにはある、私のほうにはないということについては、事実としてはそのとおりだと思います。

○佐々木委員

その後の委員会の経過をお聞きになっていて、人権問題という言葉が非常に重要なポイントとして議論されてきているのは、今までの議論のとおりです。それについて、この重い言葉の意味をきちんと伝えたり、私たち会派に説明したりできていないということがやはり、それぞれのその後のいろいろなそごを来している原因の一つであろうというふうに思うのです。話をしていけばきっともっとあれな話になると思うのですけれども、これは、このこのところで、私は、そういうことがそういう意思疎通の問題としてやはり大事だろうというふうに考えてこの質問をさせていただいたのですが、今、伺っていると、そういう言葉は入れないで説明しますというふうに、そこまで話はされていたということですから、少しは私は安心しているのですけれども、ただ、ここまでの議論の中でわかるのは、前回、7日の当委員会でも聞かせてもらいましたが、事前の会派説明の内容について誰が最終的な責任を持つのか、話す中身について誰が責任を持つのかということだと思うのです。

総務部長、こういうことを言って本当に申しわけないのだけれども、説明に来られた際とか、いろいろなときに、何々というのが市長のお考えのようだというふうにお話をされる場面が非常に多くあるように感じます。部長は、市長の思いをできるだけ議会に伝えて、酌んでもらえるように配慮、というお考えでおっしゃっている部分というはあるのですが、実際問題、本当に伝えなければならない、ペーパーに起こして伝えてきているという、その具体的な中身と、お考えのようだというしんしゃくして語られる部分が、区別がない状態に入ってくるというようなことが多くあるように思うのです。一方、市長からは7日に、総務部長が背負って答えているので、私としては受け止めるということで、そのこのところ、その責任については総務部長にあるのだというふうにしかとれない御発言がありました。

ということで、最初に戻りますけれども、会派説明をされているこの中身について誰が最終的な責任を持つのか

ということについて、お答えいただきたいと思います。

○総務部長

(「市長だろ」と呼ぶ者あり)

私が最終的な責任を持つということまでは申し上げられませんけれども、もちろん私にも責任があるということ  
は自覚しております。

○佐々木委員

責任の一端はあるという意味ですよね。そうしたら、あと残りの責任の九端はどこに。

○市長

先日もお話ししたとおり、責任そのものは、私自身も背負っているというふうに思っております。

○佐々木委員

市長の責任で説明に来られているというふうに、私たちは会派説明のときにそう認識して構いませんね。

○市長

そのとおりでございます。

○佐々木委員

ここまで話をして、そこが確認できたというのは意味があったなと思うのですが、これは意思疎通のため  
にやっていることですから、かえってこの説明のせいで混乱してしまうというようなことがあっては意味がないわ  
けですので、このように市長のお考えを提案される、説明されるときには、説明内容の明確化や統一化、そういう  
ところを図っていただいて、やはり総務部長、市長のところ、関係をきちんと整理された中で御説明いただけるよ  
うに、これからもお願いしておきたいと思います。

◎参与の任用について

2点目ですが、参与のところに入らせていただきます。

ここまで参与の話がいろいろと出てくると、私たちとしては、どうしても最初の参与の任用についてやはり疑義  
があると言わざるを得ないというのが考えなのです。それで、どういうところなのかといいますと、やはり、職員  
の採用というのは市長の権限だということについては、市長が記者会見で述べられている、議員もわかっているで  
しょうということで、私たちもわかっている、そういうつもりです。しかし、法に基づいた市役所内部又は議会の  
チェック機能がこの任用について働かなければ、職員の任用というのは、市長のオールフリーで、はい、この人ね  
と言ったら、その場で決まってしまう、そして、そういう人については、任用についてはさまざまな権利が生じる、  
人権が生じるので、これについてなかなか解雇することはできないのだというふうになってしまうと、小樽市の過  
去とは言いません、一般的な話で言いますけれども、情実人事、縁故人事、そういうものが、またぞろ市長がど  
こから連れてきた人を恣意的に採用するというようなことが、誰にもストップできなくなってしまう、こういうこ  
とにならないために、やはりこういうチェック機能というものができてきている、そういう仕組みに法律的にもな  
っている、そして、小樽市でもそれが制度的に成り立っているというふうを考えるのです。そういう経緯でなっ  
ているということについての認識はいかがでしょうか。

一般的な話ですからね。

○市長

私自身は、そのようには考えておりません。縁故採用とか、そのような考え方をやってやっているわけではござ  
いません。

○佐々木委員

市長、そのとおりです。私もそのようなことがあるとは思っていないし、そういうことがないようにするために、  
それだけのチェック機能、さまざまなチェック機能が小樽市においてもあるのでしょうか、そのことについてどうで

すかというふうにお聞きしているのですよ。森井市長だけがそういうことをやっているからだめなのだとおっしゃっているのではなく、過去にも、未来においても、小樽市の市役所の採用のときにそういう縁故人事といったものがないように、さまざまなチェック機能を働かせているような仕組みをつくっているの shouldn't ということをお聞きしたいのです。

**○市長**

それについては、そのとおりだと思います。

**○佐々木委員**

その上でお聞きしたいのですが、どうしてもさかのぼってしまうのですけれども、任用の時点で嘱託員としての任用が本当に正当だったのか、そこに本当に疑義がないのかという部分で、以前に、6月の段階の任用伺の中で、これは新風小樽の安斎委員が資料として要求して手元にあるのですが、この中でどうしても確認したいのだけれども、職員課長の印、総務部次長の印が小鷹総務部長の代印になっている、そのままこの文書が出ているわけですよ。当時の職員課長はここになぜ判を押さなかったのか、それについてなぜなのか、聞いている範囲でお答え願いたいと思います。

**○総務部長**

これにつきましては、本人の名誉のこともありますので、あまり詳しいことは……

(発言する者あり)

お知らせできませんけれども、ただ、申していたのは、手続が性急すぎませんかということで、そういう意味で自分は判を押せませんという話はしていたということでございます。

**○佐々木委員**

この人が嫌いだから、好きだからとかという、嫌だ、嫌でないとかという、そういう問題ではなく、職責上、性急すぎるとい理由でもってこのところに判を押さなかった、これは職責上の判断であったというふうにおっしゃってよろしいですか。

**○総務部長**

少なくとも、好きだ、嫌いとか、この方本人に対して適切な人でないとか、そういった判断ではなく、手続上のことでおっしゃって、いわゆる、少し、はっきりと、いいでしょうということで、押すことはできないということでございました。

**○佐々木委員**

総務部次長も押されていません。これについてはいかがでしょうか。

**○総務部次長**

私は、起案したときに、もう少し慎重に考えたほうがいいのではないかとということで、その段階では押せませんということで話をいたしました。

**○佐々木委員**

お二人とも同じ理由でここに押せていないということがわかりました。これについてはやはり慎重な判断が必要だということにお二人が判断したにもかかわらず、このところは部長の印で進められています。早急に進めるということになっておりますけれども、早急に進める理由というのは、済みません、以前も説明されたかもしれませんが、どういう理由があつてそこまで早急に進めたのでしょうか。

**○総務部長**

やはり、そのときにも申しましたけれども、市長の強い希望がありましたので、要請がありましたので、それがかなうように、起案に私が判を押した、代決するというのは、2人とも、先ほど申した理由で押せないということでありましたので、起案として完結させるためには代決しなければならない、代決というの、ある意味で緊急な

ときにはそういうことができるということに根拠を置いてやったものでございます。

○佐々木委員

その緊急な理由というのは何でしょうか。

○総務部長

今、申しましたとおり、市長としては、6月10日にぜひ発令したいということでございます。

○佐々木委員

その6月10日に緊急に発令しなければならない理由というのは何でしょうか。

○総務部長

当時の状況としては、一日も早く参与という職を市長としては望んでいて、いわゆる除雪の関係などの協議会とか、そういったものがそろそろ始まっていく状況にあるだろうから、それに遅れをとらないように、ぜひとも任用したいということによるかということで、そういうことであったというふうに記憶しております。

○佐々木委員

除雪のそういう仕事を進めるためにもいち早く参与が必要であったということだと思うのですが、それに対してお二人の方が、慎重にもっと進めるべきであるというふうに考えてここに判を押さなかった、その意見はどのように反映されたのでしょうか。全く無視された結果としてこうなったということを押さえてよろしいのでしょうか。

○総務部長

私は、ここに判を押せというふうに2人に強要した事実はございません。押せないということなので、そうすかということで私が代決したということでございます。

○佐々木委員

いや、それは事実としてわかりましたけれども、お二人の御意見、慎重に進めたほうがよいのではないかと御意見についての反映というものはあったのか、なかったのか。

○総務部長

私としてはやはり市長にも、そのような状況にありますけれどもという報告はさせていただいております。市長はやはり強く望んでいるということの市長の意思を確認できましたので、それでは私が代決いたしましょうということでございます。

○佐々木委員

実際、そこのお二人のそういうチェック機能は働かなかったのだという結論を出さざるを得ないのですが、これについて、お二方にその後、これが出てしまった後も、判を押す機会というのはなかったのですか。後から判を押しますというような機会もあったか、そういうことはあるのだというふうにお聞きしたことがあるのですけれども、その後もお二人については再度、意思確認みたいなものをするというようなことはありましたか。

○総務部長

再度、判を押しませんか、押し直しませんかという確認はしておりません。

○佐々木委員

市の職員の内部で、この中できちんとしたチェック機能を働かせるということについては、先ほどお認めいただいたように、やはり非常に重要なことであろうと思います。そして、議会においても私たちは、このように何度も議論させていただいて、これは、決して気持ちに流されてとか、何かの一定の感情を持ってとか、そういう意味ではなく、冷静にこの参与の件についてはいろいろなチェックをさせていただいた、その上で議会としての結論を出した、いわば市の職員と議会で二重のチェックを働かせた結果、それを最終的にはさらに、そのチェック機能は無視してとまでは言いませんけれども、残念ながら働かせることなく、市長は判断を続けておられるというふうに現在となっております。このままでいくと、やはり、さまざまな恣意的な任用をはじめ、そういうところについて、私

たちのチェック機能というものが今後も非常に心配なことになるというふうに思います。今後、参与についてどのような形にするか、内部協議を進めるということで、先ほどからも話が出ておりました。この参与も含めて、今年度について、除排雪の関係については、やはり来年度に向けて検討していく、いったんストップ、白紙にして、今年度はもう時期的に間に合わないのだ、私たち議会からも決議を上げさせてもらっています、そういうところを含めて、やはりもう一度きちんと検討していく、一度白紙に戻して、そういうつもりで私は当たっていただきたいというふうに思います。また、参与についても、どうしても必要だということであれば、やはり第三者の参画とか、それ以外のさまざまな方法、公の方法、もう少し透明性のある方法を使った採用の方法で、もう一度人を選び直すというような方法をとるべきだというふうに思いますけれども、この点についてお聞きします。

#### ○建設部長

除雪の部分につきましては、私から答弁させていただきたいと思います。

第3回定例会の中での決議といいますか、そこについては、私どもは十分受け止めているといいますか、重々重いものというふうに受け止めているところがございますけれども、市長としては、出動基準の改善ですとか、そういったものを公約として当選し、それを進めるということでございますので、今年度実施したいということで第3回定例会で説明させてもらったものにつきましては、当部といたしましては、実施するというところで考えているところでございます。

#### ○佐々木委員

建設部でそういう御見解だということなのですが、私たち議会としては、そのところについて、全部が全部だめと言っているわけではないわけで、除雪路線調査業務などについては、当然やっていって来年度の参考にすることについては認めているわけですが、そこでやはり、これまで建設部からもお話のあった入札の話については、今まで建設工事委員会等にかけていない中で入札が行われているということについては、今後も検討していくという御答弁をいただいております。そういうことも含めてもう一度きちんと考える、参与の件も含めて慎重に進めていくというのがやはり筋であろうということを指摘させていただきたいと思います。

最後に、市長に今の件についてお答えいただいて、終わりにしたいと思います。

#### ○市長

議会の中において、参与の件、また、今の除排雪の件でさまざまな御指摘等をいただいて、我々としても、その決議等も含めて重く受け止めているところでございます。その議論、さまざまな御指摘等をしっかり鑑みながら、その中でできることが何なのかということをしっかり見据えながら、一歩ずつ前に進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

#### ○委員長

民主党の質問を終結し、新風小樽に移します。

---

#### ○安斎委員

##### ◎参与の任用について

まず、佐々木委員から必要性について若干触れられていましたので、私からもその必要性について質問させていただきます。

というのは、記者会見であったり、我々議会への説明、これについて、不当解雇とか、解雇できない理由しか述べられておりません。この間、なぜ議会で否決されたかという、必要性を全く御説明になっていないというところもあります。ですので、参与のこの小樽市政に対しての必要性を、3部長いらっしゃいますので、まず財政部長から伺いたいと思います。具体的にこの6か月間、参与がいてどこの部分で本当に市政として必要だったのか、その間の具体的な事例をお話ししつつ、本当に必要だと思われるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

### ○財政部長

一つには、財政部担当として、契約関係の見直しといたしますか、アドバイスをいただいております。それはもちろん市長からの指示に対しての一つの、具体的などいいますか、それに対して、担当課長なり主幹を招いての中でアドバイスをいただいているということがございます。また、懸案でございました、第 3 回定例会で御可決いただきました除雪費という部分につきましても、原部の除雪に対するいろいろなアドバイスを聞いた上での予算要求ということで私どもも予算案として出したわけでございますので、そういった部分で必要だったというふうに理解しております。

### ○安齋委員

前定例会でも話をさせてもらいましたけれども、そのアドバイスというのは具体的に何なのか、それを聞かせていただかないと、その必要性というのは全くこちらとしては理解できませんので、アドバイスをもらったと言うだけなら誰でもできますから、具体的にどういうアドバイスがあったのか、それをお話しいただかないと、議会側としても、まさに、任用の手續の仕方が悪い中でも今いるということですから、どういうアドバイスをしているのか、それをきちんとお話しただかないと理解できませんので、部長、よろしく願いいたします。

### ○委員長

いかがですか。理事者の答弁を求めます。

### ○安齋委員

今、財政部長には急に質問したので、御検討いただいて、たぶんアドバイスをもらったのだったら、そのように検討するほどのものではないと思うのですが、筆頭部長の総務部長に伺いたいと思います。

(「アドバイスの……」と呼ぶ者あり)

ごめんなさい、私の質問の仕方が悪かったです。必要性です。今まで 6 か月いらっしゃって、参与が本当に必要なのか、どうして必要なのか、個別具体事例を挙げて、こういう、こうこうこうだったから、必要なのです、ということをお話しただければと思います。

### ○総務部長

うまくお話しできるかどうかあれですけれども、まず、やはり一番大きなのは、除雪の関係であろうと思いますし、このたびの除雪の予算を作成するに当たって、参与のアドバイスが相当に役に立っているということを建設部からも聞いておりますし、それをもって市長も一定程度満足できる予算組みができたのではないかという話もしていたのを聞いておりますし、そういった意味からもそうであろうと思いますし、それから、今、財政部長が言った、入札に関するアドバイス、それから、私ども総務部としては、企画政策室でふるさと納税についてもアドバイスをいただいたということを聞いておりますので、その具体的内容は何だったのかというのはわからないのですが、そういったことからすると、必要性というのは感じられるのかというふうに思っております。

### ○安齋委員

ふるさと納税についてのアドバイスが何だったのか、後で聞かせていただきたいと思います。

では、除雪ということでありますので、建設部長に具体的にその必要性を、事例を含めて伺いたいと思います。

### ○建設部長

私も全てに同席しているわけではございませんので、担当といたしますか、そちらから聞いた部分も含めて報告させていただければと思います。

一つは、やはりこれまで排雪が多くなって経費が上がってきているという中で、排雪経費の抑制といたしますか、そういったものが必要であるという中で、やはり市内の雪堆積場、この辺をできるだけ多く確保することが大切だというアドバイスの中で、実際に私どもの担当と市内を回られて、ここが雪堆積場としてどうだろうかと、本人が温めていた候補もあるようなのですけれども、そういったことでどうだろうといったことを確認し、現地視察をし、

私どもと打合せをしているというのがございます。

それから、これはこれからの話になりますけれども、いわゆる生活路線の雪押し場、この辺を確保していくことが大切で、その大切さについては、いろいろ説明をいただいたところでございます。

それから、除雪拠点の増設に関して、ステーションの地域をコンパクトにするといったことで、業者の負担軽減、それから、路面管理に目が行き届くといったことがあるので、ぜひ増やすべきだという中で、特に本人が認識しているのは、やはり若竹・潮見台方面、こちらの遅れが目立っているというような理解の中で、今回、私どもは、7ステーションということで増設いたしますけれども、そちらに拠点を増設することが、除雪の遅れを解消するといえますか、そういったこととして有効なのではないかということでアドバイスをいただいた、それで、実際、それを私どもの案とすれば進めるということでございます。

それから、除雪の出動体制、第2種路線について、15センチメートルから10センチメートルということがございましたけれども、これについても、いわゆる路面に残る部分、こちらを、出動体制を10センチメートルにすることでやはり管理しやすくなるということで、ガタガタ路面も解消ということではありますが、そういった管理についても、そちらにも効果があるのではないかとしたことのアドバイスもいただいているところでございます。

それから、今、申し上げましたガタガタ路面の解消の具体的な方法について、これまでやっていたグレーダ作業ではなく、いろいろほかの機材も組み合わせるような形がいいのではないかとことのアドバイスをいただいているところでございます。

それから、除雪ステーションの管理体制について、これまで確かに1ステーションに張りつきではなかった状況もございますので、こういった中で担当を建設部の人間、これは併任という形になる予定ですけれども、そういったものをしっかり張りつかせて、ステーションの体制、現場との打合せ、こういったものをしっかりやるようにということでアドバイスをいただいているところでございます。

#### ○安齋委員

聞いても、聞いても、あまりそこまで必要なことだったのかなと疑問に思うのですが、では、聞きますけれども、9日で締め切ったJVの入札の関係ですが、その結果はどうなっていますか。たしか今日、午前中、市長に原課から説明していますよね。参与のアドバイスがどうだったのか、伺いたいと思います。

#### ○建設部長

おっしゃるとおり、先週金曜日までの締切りということで出ておりますけれども、その中身につきまして、今日、市長には説明に上がったところでございます。ただ、具体的に、公に何社で何JVが来ているかということは、これからの資格審査になりますので、複数は来ておりますけれども、内訳については、ここでは差し控えさせていただければというふうに考えております。

(「何ですか」と呼ぶ者あり)

(「別に守秘義務にも当たらないと思う」と呼ぶ者あり)

#### ○委員長

もう少し詳しく言える部分がありましたら、お願いいたします。

#### ○建設部長

受け付けているJVとしては8JVでございますけれども、その中、何社、私どもは、ステーションに関しては4社以上で組んでくださいと、それから、堆積場については2社以上で組んでくださいということはお願いしておりますが、その中で8JVの申込みがございましたけれども、その構成につきましては、これから資格審査になりますので、数、その内訳については、最終的に指名、それから入札になりますので、入札の段階で説明させていただければというふうに考えております。

**○安齋委員**

議会に突如、入札の中止をして 2 社以上から 4 社以上にするという御報告をされて、参与はこの契約関係の打合せとか除雪業者の説明会とかにも出ていらっしゃいますよね、たぶんその辺のアドバイスもあっての動きだと思うのですが、私が聞いている話では、資格要件等を満たしている業者が何社あるかというぐらいまではお話しできると思うのですが、いかがでしょうか。

参与のアドバイスがあるのだったら、全社が要件を満たしているとお答えいただければよろしいと思います。

**○建設部長**

参与のアドバイスうんぬんはございましたが、結果とすれば、残念ながら、現状ではステーションについて 4 社全てが 4 社で組んできているということではないということだけは答えさせていただきたいと思います。

**○安齋委員**

参与のアドバイスはなかったのですか。

**○建設部長**

アドバイスとは、具体的にどういう形になるかわかりませんが、一つ、私どもでは、32 社ということであるということで把握していた中で、4 社以上です、これは市の方針ですということなので、督励といいますか、それは進めてきた、お願いしてきたというところで、指導してきたというところがございますが、参与も、その辺につきましては、状況については、逐次、話してはいるところがございます。

**○安齋委員**

では、市長に伺いますけれども、市長の指示があつて、きめ細やかな除雪体制にしたい、より多くの業者が入るようということ指示された、2 社以上から 4 社以上にした、今、結果を受けてみると、4 社しかその要件を満たしていない、これを市長はどのようにお感じになっているのか、そして、アドバイザーからどのようなアドバイスがあつてそのように変更しているのか、これについてこちら側が理解できる答弁をいただかないと、これ以上質問を進められないと思いますので、よろしくお願いします。

**○建設部長**

一つ行き違いがあるようなのですが、4 社しかないということではなく、4 社で組んだのが全て、7 J V になっていないということがございますので、御理解いただきたいと思います。

(「ごめんなさい」と呼ぶ者あり)

**○市長**

御指摘のとおり、きめ細やかにやってまいりたいということで、前年度より体制が衰えることのないようにということで、結果、それで、4 社以上でということで変更させていただいたのは、皆様に説明させていただいたとおりでございます。今回、先ほど来お話があったように、その結果、報告を本日受けまして、今後においては、今、その場において、参与が具体的にということではなかったもので、これからそれを何とか改善又は対応できるように、これからもアドバイスをいただくということになるかというふうに思っております。

**○安齋委員**

申しわけないですが、今の答弁ではなかなか理解できません。結局、契約関係の打合せとか除雪業者の説明会とかに入っていますし、参与が発揮した手腕の中にもる書かれていたり、採用した理由に民間のノウハウがあるということをおっしゃっていたのに、それが全く生かされない結果になりかねません。これについて全く理解できませんので、もう少し私たちが理解できる範囲で、どうして参与が必要なのかをもう一度お答えいただきたいと思います、今回の入札の結果はまだ出ていませんけれども、申請で 4 社以上が全てではなかったという結果になったことを含めて、これについて具体にかつ明確にお答えいただきたいと思います。

**○建設部長**

私どもの、除雪全般について、いろいろアドバイスを、先ほどもいろいろ説明、不十分だったかもしれませんが、申し上げている中で、当然、ステーションの入札、業者を確保するといいますか、そういったものも大変大切な業務でございますが、ただ、一つは、JVは自主編成ということになっておりますので、そういった中で、私どもにおいては、市の方針を説明申し上げまして、参与からもアドバイスをいただきながら説明申し上げましたけれども、結果としてなっていないということでございます。ただ、私どもは、これまで、雪捨場の話ですとか、除雪拠点の見直しの話ですとか、そういったものについてはいろいろアドバイスをいただいておりますので、そこについての必要性は、私どもとすれば、これから除雪を実行していく中においても、いろいろこの計画を具体的にやっていくに当たってのアドバイスもいただく形で考えておりますので、そういった部分で、当部とすれば、必要であるというふうに考えているところでございます。

**○安齋委員**

今回、JVの関係で、そもそも実行する前の段階で詰まっていますよね。本当に高額な報酬を支払うほど高度な知識を持たれていたのか全く理解できませんので、たぶん各会派ともそう思っていると思いますので、もう少し理解できるまで答弁を調整していただきたいと思います。それか、今、御説明いただければいいです。

**○建設部長**

繰り返しになりますけれども、今おっしゃっている契約、JVの關係に限りましては、私どもは、各社に市の方針としてお伝えして、編成してくださいということをお願いしました。ただ、現実として7ステーション全部が4社になっていないということも事実でございます。その中で、参与からもいろいろ、現状ですとか、業者へのヒアリング、参加する意向うんぬん、先ほど32社と申し上げましたけれども、そういった中にも入っていただいて、アドバイスもいただいたところでございますが、現実としてはステーションがなっていないということはありますけれども、ただ、それが参与の必要性全てを否定するかというと、私どもとしてはそれ以外の部分で必要性があるというふうに考えているところ、それだけではなく、必要性があるというふうに考えているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

(発言する者あり)

**○安齋委員**

では、伺いますが、温めていた雪堆積場の確保については、どうなのでしょう。

**○建設部長**

今、それぞれ、地主といいますか、管理している方に当たっているところでございます。まだ了承が得られておりませんので、了承を得られたといいますか、確定した段階では、報告申し上げたいと思います。

**○安齋委員**

次におっしゃっていた雪押し場の確保は、どうなっていますか。

**○建設部長**

これについては、個々に、実際の数といいますか、その辺については、例えば、参与のアドバイスがあったので、増えたという数字については、残念ながら、申しわけありませんが、把握してはいないところでございますけれども、来年度以降も含めていろいろな制度を研究する中で増やしていくことが必要であるといった、概括的なアドバイスかもしれませんが、そういった必要性についていろいろ検討するようということでは、指導されていると言ったほうが正しいのでしょうか、そういったことは受けているところでございます。

**○安齋委員**

次に、7ステーションの關係ですが、遅いとおっしゃっていたけれども、何がどう遅くて、それをどう改善するためのアドバイスがあったのか、お聞かせください。

**○建設部長**

私の聞いている範囲となりますけれども、どうしても、1 月とかに入ってしまうと、いわゆる排雪とかの併用になってくる、併用といいますか、両方の作業にかかるということで、やはり除雪の遅れが、参与からのアドバイスとすれば、目立っているのだと。特に……

（「それアドバイスじゃなくて苦情じゃないですか」と呼ぶ者あり）

いや、御指摘ということは、立派なアドバイスだと思いますけれども、その中で、若竹・潮見台方面、こちらの遅れが目立つので、こちらについては、新たに拠点をつくって、いわゆる、先ほどから申し上げております除雪の遅れを回復するといったことで、市民の皆さんから、今、委員がおっしゃったとおり、苦情が減るといいますか、少なくなる、それがイコール市民の方の満足度の充実につながると思いますので、そういったことについて、除雪拠点の増設について、アドバイスといいますか、御指摘をいただいたということでございます。

**○安齋委員**

遅れというのは、具体的にお聞かせいただいているので、どこの地域とどう違って遅れているのか、それを伺えれば大変、私も勉強させていただきたいなと思っておりますので、よろしく願います。

**○建設部長**

大変申しわけないですけれども、私も不勉強な部分がございます、具体的に押さえておりませんので、後で具体的に担当から伺いまして説明させていただきたいと思っております。

**○安齋委員**

次に、除雪ステーションの担当の部分ですけれども、これはたぶん、予算の中で何人が配置するという出たものという理解でよろしいですか。これは、どのようなアドバイスがあったのか、お聞かせいただけますか。

**○建設部長**

今までは、雪対策課の担当係長、それから、担当といいますか、そちらのほうを各ステーションを掛け持ちでということ担当しておりました。そういったこともございまして、業務負担といいますか、そういったこともありますので、やはり、市と、除雪対策本部ということになるかと思っておりますけれども、そちらと、いわゆるステーション、それから雪堆積場、こちらの担当とよく打合せをして、連絡を密にとることが必要である、しっかり指示することが大切であるといったことがございます。そういった中では、職員といいますか、担当の者を増やして、理想的なのは 1 ステーションに 1 人張りつきということになると思っておりますけれども、そういった方向に向けて体制を充実させることが必要であるといったことを、その辺の提案といいますか、アドバイスといいますか、それをいただいて、今年度からそれに努めていきたいということで、除雪体制、今年度の取組ということで、体制の充実については説明申し上げたところでございます。

**○安齋委員**

その除雪ステーションがそもそも設置できない危惧が今されていますけれども、これについて参与にも報告されていると思いますが、どのようにお話をされて、では、どのように改善していこうとアドバイスがあったのか、これは、急がないと、12 月 1 日の除雪対策本部の設置等に影響すると思うので、その点を詳しく伺えればと思います。

**○建設部長**

まず、ステーションについて、やはりもうかなり、今日も場所によっては降雪があるというふうになっておりますので、そういった、市民の皆さんにステーションの設置の遅れを回すといいますか、そういった不安を与えることはできない、これは、私どももそうですし、参与からもそういう話があったという中で、やはり今回、全てを 4 社で組めなかったといったことについては、どういった形になるのか、当然、もう J V を組んで指名される可能性、これから指名していく形になりますので、そういった指名をされた段階では、私どもがお話を具体的に何うというのがまたいろいろ、李下に冠を正さずということになりますので、どういった形ができるかわかりませんが、

できるだけ、こういった形、状況にあるのか、その辺をしっかりと各業者から把握して、4社といたしますか、そういったものの構成でステーションの業務に当たるように組むといたしますか、改めて4社で組んでもらうような形で努力するようにということでは、アドバイスをいただいたところでございます。

(発言する者あり)

#### ○安齋委員

今回は総務常任委員会ですので、あまり除雪のことに触れてもということでは思っていたのですが、参加のアドバイスがどうにも除雪しかないもので、このようになってしまいました。

先ほど宿題とさせていただきましたふるさと納税の関連ですけれども、たぶん総務課長が調べられていたと思いますので、御答弁をお願いいたします。

#### ○総務部長

先ほど申しましたふるさと納税でありますけれども、申しわけございません、私の記憶間違いで、ふるさと納税については特にアドバイスをもらっていないのですが、別なところでもらっておりまして、同じく企画政策室が担当する市民公募委員登録制度というのがございまして、それについて検討を行っている中で、参加にアドバイスを求めたところ、制度設計とか、その実施に当たってスケジュールをきちんと整理してから取り組むべきであるということ……

(発言する者あり)

それから、適用する委員会の範囲については、一定程度その範囲を決めるほうがよい、そういうアドバイスをいただいたということではございました。

(発言する者あり)

#### ○安齋委員

部長、それは、アドバイスと本当に言えるのでしょうか。月30万円を払っている方が、市民公募委員登録制度を改善したいのです、スケジュールをやってやるようにと。私でも言えることなのです。もう少し何か参加をフォローするような、このような制度設計のために必要なもののアドバイスをこれぐらいいただきましたというのを、やはりどんどん言ってもらわないと、いまだに私は参加の必要性を感じられずにいますので、ふるさと納税の部分はなかったにせよ、市民公募委員ですか、あと、前にも議会で話が出ていましたけれども、自治基本条例のブラッシュアップをするという話もありましたし、そういったところのアドバイスを、総務部の中の範囲で結構ですので、ぜひお示しいただきたいと思います。

あと、財政部長にも宿題とさせていただきましたけれども、契約の関係でどのようなアドバイスがあったのか、それも伺えればと思います。

#### ○総務部長

先ほど申したことに上に私がまた変にフォローしますと、違った方向に行ってしまうと、まずいということもございまして、私が現時点で取り寄せた情報としては、この範囲内であるということではございます。実際に市民公募委員登録制度について、スケジュールをきちんと整理してから取り組むべきであるとか、委員会の範囲をある程度やはり定めるほうがいいのではないだろうかということなどをどこまで深く、詳細に受けているのかということは、私自身直接聞いておりませんので、今の時点では詳しく申し上げることができない状況でございます。

#### ○財政部長

私も、契約の関係につきましては、より多くの業者の参加ができないか、さらには、周知の方法については、より業者につながる方法がないかといったことを市長から指示を受けております。そういった中で、主幹あるいは担当課長が集まったの会議の中で、いろいろな御提言を受けている中で、現在それを検討しているという、そういう状況でございます。

(「その中身、中身。具体の中身」と呼ぶ者あり)

○委員長

財政部長に伺います。

答弁の中で具体性についてもう少し言及したお言葉をいただきたいと思いますが、持ち合わせているのであれば、お聞かせ願いたいと思います。

○財政部長

具体的にというよりも、いろいろな、現在、そういったことを基に検討しているものですから、現時点でお示しできる中身ではないということ御理解いただきたいと思います。

(「その周知方法についてやれといったアドバイスだけということですか」呼ぶ者あり)

○委員長

財政部長に確認します。

具体的には、その周知ということだけでよろしいですか。

○財政部長

より多くの業者が参入できる方法はないか、そういったこととあわせて、そういう周知の方法という、大きく分けると、そういう2点かというふうに思います。

○安齋委員

部長に伺いますけれども、それをアドバイスと言っていいですか。

○財政部長

その2点についての方法といいますか、そういったことのアドバイスを受けているということでございます。

○安齋委員

そのアドバイスというか、それは、市長の公約どおりにこうしろということであって、では、それを具体的にこうしたらそうできるよというのがアドバイスだと思うのです。それがない以上、納得できませんので、あと、総務部の企画政策室の部分についても、もしよろしければ、企画政策室に聞いて、どういうアドバイスだったのかを伺えないと、私としては、総務常任委員会が今後開かれるかどうかともわかりませんし、しっかりお答えいただかないと、市民の方にも、こう必要だと市長が言っているから、参与について今けんけんがくがく議論しているのだという説明ができませんので、お時間をとっていただいて、個別具体的なアドバイスについて御答弁いただけるようにしていただきたいと思いますが、委員長、御判断をお願いします。

○委員長

各部長がいらっしゃいますが、その中で、安齋委員が言われたような御答弁が今できるのであれば、それぞれ各部長に御答弁をお願いいたします。できないのであれば、今、言われたように、また休憩をとってということになります。いかがですか。

(「今、持ち合わせていないと思うんですね」と呼ぶ者あり)

(「休憩して原課と相談したほうがいいんじゃないの」と呼ぶ者あり)

(「確認したほうがいい」と呼ぶ者あり)

○総務部長

総務部の関係につきましては、私は、今の時点でこれ以上の答弁ができませんので、それから、財政部についても、確認する必要があるということをおっしゃるので、少し時間をいただければというふうに思っております。

○委員長

わかりました。

それでは、理事者から資料が提出できるまで、暫時休憩といたします。

休憩 午後 5 時10分

再開 午後 6 時20分

#### ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、理事者の答弁をお願いいたします。

#### ○総務部長

参与のアドバイスの内容について報告いたします。

いわゆる市民公募委員登録制度についてのことでございますけれども、事前にお時間をとらせていただきまして、申しわけございませんでした。参与のアドバイスにつきまして、先ほど申した内容も含めまして報告させていただきたいと思っております。

内容的には、現在の審議委員会委員の公募方式、これは、委員会設置時に随時公募で行っておりますけれども、そういった方法であれば、一般市民の参画の少なさであるとか、参加委員の偏り、例えば、高齢者が多くなってしまふだとか、女性や若年層の少なさが出てしまふとか、そういったことがあるので、これを改める必要があるのではないかというアドバイスがあった。

それから、他都市のこと、例えば東京都三鷹市などだそうですねけれども、そういったことを参考に、市民から無作為抽出方式で市民委員を事前に登録するという方法、これを導入してはどうかということが一つ。

それから、市民委員の公募に際しては、無作為抽出による制度に限定すべきではないかということ。

それから、登録名簿ができたときには、そこから委員を選任することになりますけれども、その際は、公正中立を確保するために、外部には公表せず、企画政策室できちんと管理・運営することということが一つ。

それから、現在、庁内においては100程度の審議会があるわけなのですけれども、その半数近くは無作為抽出による市民参加制度、この制度が可能だというふうに思われることから、審議会の数が大変多いということで、その適用となる審議会の範囲をきちんと整理すること、さらに、そういった審議会の中で、専門性の高い審議会など、この制度の適用除外とすべき審議会が考えられますので、それについての法律や条例等の整合性を図ることということです。

それから、実施に当たっては、実際に実施いたしますと、課題が見えてくるということが予想されるわけなので、当面は、2年程度、試行実施というふうにするべきではないかということ。

それから、年度途中からこの制度を適用するというようになってしまうと、現在のほかの審議会の委嘱状況にも影響を及ぼすということにもなりますので、平成28年度からの実施に向けてスケジュール構築を図るべきである。

こういったことが参与からアドバイスをいただいたということでございます。

#### ○財政部長

財政部の契約について担当で今アドバイスを受けているものにつきましては、広く業者が参加するという方向性の下のアドバイスでございます。ただ、現在のところは、他市町村の情報を収集するということについてのその情報収集の内容、さらには、ポイント、そういったことのアドバイスを受けているところでございます。現在それらを基に、できるか、できないかを含めて、検討している段階でございます。

#### ○委員長

よろしいですか。

(「これだけですか」と呼ぶ者あり)

### ○安齋委員

1 時間休憩をとっていただいて、いろいろ調べていただいたのでしょうけれども、月30万円を支払って、4 か月たつわけですが、入札に関しては、市長公約でもあるにもかかわらず、ただの情報収集だけということ、あと、総務部については、企画政策室において、市民公募委員の方式を変えるということで、それ以外にはないのですか。ないのであれば、これで30万円を払っていたことが妥当かと思われるのかどうか、その見解を各部長に伺いたいと思います。

### ○総務部長

アドバイスの内容に、これが30万円、妥当かということでございますけれども、アドバイスそのものの価値というのはなかなか難しい面がございます。また、このアドバイスにつきましても、これ1回で終わってしまうということではなく、また、自治基本条例に関連することでありますので、別な形又はこれの延長でアドバイスをいただくこともまた想定されますので、そういった意味も含めまして、なかなかアドバイスの価値というのは難しいものです。私としては、その30万円に見合うとか、見合わないとかということまで、判断は尽きかねているかというところでございます。

### ○財政部長

私は、先ほど、安齋委員への一番初めの答弁でお話ししましたとおり、確かに、財政部として直接アドバイスを受けている部分といいますのは、この契約の部分でございます。ただ、一方で、懸案でございました第3回定例会での補正予算であります除雪等についていろいろアドバイスを受けた中で予算案ができたという、そういった部分もひっくるめて、私は一定の評価をしているという趣旨のことを申したところでございます。ただ、額につきましては、議会議論も踏まえまして、現在、その額についても検討しているというふうに認識しているところでございます。

### ○建設部長

私どもも、先ほど、参与から助言、アドバイスをこれまでいただいたこと、それから、これからも除排雪を進めるに当たってアドバイスをいただくという中で、参与については必要であるということでは、再度の答弁になりますけれども、必要であるとは考えておりますが、金額につきましては、総体の中で決定されることでございますので、私どもの業務の必要性だけをもってというコメントは差し控えさせていただきたいと思っております。

### ○安齋委員

今お話しいただきましたけれども、どう考えても、市政全般のアドバイスをしているように思えない御答弁であります。ゆえに、現在、除雪の部分に限定した雇い方をされるということを検討しているということですが、この議会審議を受けて、答弁を受けて改めて実感いたしますのは、当初から市政全般のアドバイザーで30万円をつけていたのは、私は不当な額だったなと実感しております。

市長に改めて伺いますけれども、これらのアドバイスについて、まず、今、伺ったアドバイスで、本当に市政全般のアドバイスをしていたと思われるかどうか、この4 か月、30万円の金額で雇っていたことが妥当と思うかどうか、市民への説明責任を、このアドバイスの内容を責任を持ってお伝えできるかどうか、この3点を伺います。

### ○市長

まず、1 点目の全般という意味合いにおいてですけれども、従来から話をさせていただいているように、私自身の公約の実現に向けてという話をさせていただいておりますが、今まで、市政の中において、除排雪とかは、過去の同じような取組をしていた経緯もありますけれども、基本的には新しい取組等を行おうとしていることが多いです。そういう意味においては、幅広い分野においてアドバイスをいただいているところでございますから、全て、100パーセントではないですが、全般というふうに私としては受け止めているところでございます。

また、その人件費の30万円については、私としては、やはり、取り組んでいるその最終的な成果というか、その

結果がきちんと形になるのかどうか、今、除排雪の話が一番多く出ておりますけれども、ほかに、今、出ている、入札の改善であったり、市民公募委員の取組ですか、平成28年度に向けて取り組んでいるところでございますが、それがしっかり形になって機能するのかどうか、そういうところにやはり問われている部分があるのではないかというふうに私自身は思っております。その点を含めて、今、アドバイスについて、それぞれの部長からお話しいただいておりますけれども、それについての説明責任を果たせるというふうに認識しております。

**○委員長**

市長、もう一つ、市民への説明責任というのは、今の最後のくだりでよろしいですか。

**○市長**

はい、そういうことです。

**○安齋委員**

そのアドバイスについて、やはりこちら側にも理解できるような内容をということで休憩をとっていただきましたけれども、その部分が市民公募と入札の周知方法と除雪だけですので、除雪も、先ほど指摘させていただいたとおり、JV関係でその思惑どおりにっていないということもありますから、私としては、これだけではなかなか理解できないので、もし市長がそのようにお思いでしたら、ほかの原課でアドバイスしていない部分でこのようなアドバイスがあったというのがあれば、ぜひお聞かせいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(「私自身に対してのということですか」と呼ぶ者あり)

直轄のアドバイザーということ、今は、原課に対してのたしかアドバイスだと思いますけれども、職務内容には市長直轄のアドバイザーですから、市長への政策アドバイスをされていると思われるので、それについて、原課にはない、市長にはされているアドバイスがあれば、お聞かせいただきたい。

**○市長**

具体的な細かいアドバイスについては、私に対してよりも、たぶん原課にされているのではないかというふうに思っておりますので、それぞれの部長から答弁させていただいた内容であるというふうには思っておりますけれども、私自身、皆様からも御指摘のとおり、行政経験がないというようなこととかが弱点であるというようなお話もされております。その中で、行政の中で職員がより機能を果たせるようにという意味合いにおいては、原部等は関係なく、私自身、参与からもアドバイスを多々いただいているかというふうには思っております。

**○安齋委員**

漠然としていて、あまり、ああ、そうなのだなと納得できるようなものではございませんけれども、私が聞いた話では、答弁調整等にも入られてアドバイスされていると伺っていますが、議会の答弁においても手腕を発揮されているというふうに市長はお考えなのかどうか、伺えればと思います。

(「答弁の仕方についてですか」と呼ぶ者あり)

答弁調整で、文言整理とかはされていますよね、答弁調整に入っていないのであれば、入っていない、私の認識違いだということでお答えいただいて結構なのですけれども。

(「それについてのアドバイスが何なのかということを知りたいのですか」と呼ぶ者あり)

そうです。

**○市長**

それについてのアドバイスは、残念ながら、それほどいただいております。

**○安齋委員**

では、質問を変えますけれども、私は、先日、第3回定例会の一般質問で、市民公募について質問させていただきましたが、そのときの答弁で、観光基本計画は遅らせないようにするという御答弁であったのに、先ほど総務部長からいただいた御答弁では、平成28年度からスケジュールを構築するというところでございました。ほかの部分に

影響しないように年度中はやらないということでもありますから、御答弁いただいたものは、年度内にやるということであったかと思えますけれども、先ほどお話を伺ったら、それは、答弁は訂正するのかどうかというところになってしまうのですが、この点について、部を統括する筆頭部長ですから、当然、把握されていると思えますので、お聞かせいただきたいと思えます。

**○委員長**

安齋委員、観光基本計画と先ほどの審議会に登用する部分、クロスするというので、もう一回、質問をお願いします。

**○安齋委員**

先ほど御答弁いただきましたのは、年度中に市民公募の方式を実施すると、ほかの部分にも影響する、だから、平成28年度からスケジュールを構築していくということでしたが、私の一般質問に対しては、そういった市民公募の方式について、観光基本計画にも当てるけれども、そういった点で、観光基本計画の策定の作業は遅らせないようにするという御答弁をいただいていたと思うのですが、先ほどの総務部長からの御報告を伺うと、そのときの答弁とは若干違うなと思っているのですが、これについて伺えればと思っております。ちなみに、この質問については、企画政策室と観光振興室で打ち合わせてつくっていただいていると思えますので、企画政策室でも把握されていたと思えますので、この点は、私は、やはり観光都市ですので、こういった計画は遅らせないようにしていただきたいという要望をした上での質問でしたから、この点について整理していただきたいと思っております。

**○総務部長**

私が申ししたのは、年度途中からこの制度を適用すると、他の審議会にも影響を及ぼすことから、平成28年度からの実施に向け、スケジュールの構築を図ることというアドバイスを受けたということですが、これにつきまして、これをまともに全て28年度からするのかどうか、観光基本計画についてもそういうことになるのかどうかというのは、またそれぞれの計画なり、それから、原部なりの判断もございましょうから、一応アドバイスは受けたということで、必ずしもこれに従うということではないと思っております。それで、観光基本計画の重要性は、もちろん市としても認識しておりますので、安齋委員の御心配のように遅れることになるということにならないように、まさに手だてをとって行くであろうと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

**○安齋委員**

続きまして、総務部所管の自治基本条例の話先ほど総務部長はされていましたが、第3回定例会では、ブラッシュアップはしないということをおっしゃっていたのですが、これは、参与のアドバイスでは、ブラッシュアップをするよという話なのに、しないということなのか、アドバイスはあったけれども、ブラッシュアップしなくてもいいということなのか、理解に苦しみますので、もう一度御説明いただけたらと思えます。

**○総務部長**

自治基本条例のブラッシュアップということで、市民参加によります公募型登録制度、これも、いわゆる自治基本条例のブラッシュアップの一環であるということですが、そういった意味で、このアドバイスどおりにきちんとなるのかどうかというのはありますけれども、この制度を活用していくということであれば、そのブラッシュアップの一つにもなるのだらうなど。ブラッシュアップ自体はやはり行っていく方針で、ここで、知識がきちんとしていない中で私が申し上げるのも大変危険であります。そういったこのもの自体が、制度をすること自体が、ブラッシュアップの一つになるかということで、答弁はとどめておきたいと思っております。

**○安齋委員**

要は、自治基本条例のブラッシュアップではなく、自治基本条例に書かれている市民公募の部分、この制度の設計を今している、それがアドバイスだということで認識してよろしいですね。

次に、入札の改善ですけれども、広く業者が参加できるように、そして、業者の周知方法をというアドバイスで

したが、どこに問題点があって、どう変えれば、参与が描いているものになるのか、そういった話を聞いているのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。広く業者が参加できるようにというアドバイスだけでしたら、ああ、そうという感じでございますので、もし詳しく聞いているのであれば、お聞かせいただきたいと思います。そもそも入札の問題で、第3回定例会の中でもいろいろごたごたがありましたので、改めて明確にお答えいただけたら、私も理解できるかなと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○財政部長

広く業者に参加をとという部分につきましては、参与のというよりも、言ってみれば市長の公約ということでございます。それに向けてどのようにやっていくか、そういった部分についてのアドバイスというふうに私は認識しております。あくまでも、それを進めていくに当たって、現在のところは、他市町村の状況を情報収集していく、そういったときの情報の収集の仕方としてのポイント、そういったことのアドバイスを受けている、それらの情報収集に基づいて内容を検討している、そういう流れになっているということで御理解いただきたいと思います。

#### ○安齋委員

るる御答弁いただきましたけれども、要は、市長の公約に沿って原課が指示されて動いているということですから、わざわざ参与を雇ってまですべきことなのかというのは、全く理解できません。市長が原課に、これが公約です、これを実現させるために制度設計をお願いします、ただそれで済むのではないかなと思うのです。

参与の上司である秘書課長に伺いますけれども、今、議論した中で、上司として、本当にそれが的確にアドバイスをして、しっかりと仕事をしているというふうに思っているのか、お聞かせいただきたいと思います。

#### ○（総務）秘書課長

参与の職務上の上司といたしまして、市政全般、中でも、とりわけ、今、時期的にと申しますか、除排雪の関係について、それぞれ各所管とやっていただいている中で、逐次、報告をいただいている状況でございます。その中で、入札改善であったり自治基本条例であったりという部分の報告ももらっております。一つ、所属長といたしまして、時間的な制約がある中で、時期的に、とりわけ今、除排雪の部分が多い部分ではございますけれども、各所管と、それぞれ求めに応じた部分でのアドバイスを行っているという形で認識しております。

#### ○安齋委員

いくら聞いても、私の理解はなかなか深まりませんので、その任用の仕方についてこれから協議されるということでもありますけれども、除雪などいろいろなアドバイス等をされているということですが、当初の任用が1年間ということでもありましたけれども、そうすると、年度末には、参与のアドバイスを受けて施行できたということで、お役目御苦労さまということになるのかどうか、これについて、スケジュール感をお聞かせいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○総務部長

3月31日をもって、除雪の部分も一定程度完了したということで、これで終わりということになるのかということでもございますけれども、そういうこともどうなのか、それから、再任を妨げないというものがありますから、またそれをそのようにしていくのもどうなのか、それから、全く、今の参与が続いていくということではなく、ひょっとしたらどこかで違う形になるのかもしれないということも、いろいろな幅広い、どうあるべきかということ、それから、どうあることが参与として機能するのかとか、そういうことを広く検討しておりますので、まだ、3月31日をもってやめさせるとか、そういうところまできっちり至っていないということが実態でございます。

#### ○安齋委員

今、この総務常任委員会が開かれているのは、9月30日で市長が区切って新たに規則を定め、条例案を提出した、そこで、その部分で我々の理解が得られなかったということで、否決された、ただし、市長が区切った9月30日を過ぎても、10月以降も同じ任用の仕方、しかも、市長自身が、任用のやり方とか、そういった不適切な事務処理

があったということも先ほどお話しになっていましたけれども、そのような状況でまだ参加がいらっしゃるということ自体に疑義があるということで、この総務常任委員会が開かれています。ですので、私としては、そういった宙に浮いた状態で、ただただ協議をしているということで、議論を延ばしていただきたいくはない、政治的な判断で雇うということであれば、雇う理由を明確に示していただきたいと思いますので、市長としては雇い続けたいと思いいのか、そして、雇い続けたいのであれば、いつまでにその協議の結果をお示しいただけるのか、この 2 点について、市長から政治的に判断した答弁をいただきたいと思います。

#### ○市長

やめさせろということなのですか、今の御発言が私の中でしっかりとかみ砕けてはいなかったのですけれども、しかも、今……

(「言っていないです。言っていないです」と呼ぶ者あり)

実際に業務をしていただいている状況の中で、人件費についても払うべきではないということをおっしゃりたいということなのですか。そのあたりが、今のお話だと把握できていないところではありますけれども、先ほど説明させていただいたとおり、公約を実現するために、今まさに一生懸命仕事をしていただいている状況で、その成果というのは、これから現れるだろうというふうに私自身は感じております。ですから、体制として必要だという思いを持って採用もさせていただいておりますし、そういう意味でも議員の皆様にも報告させていただいたところがあります。しかしながら、第 2 回定例会においてもそうですし、先日の第 3 回定例会においても皆様からさまざまな御指摘等をいただいております。ですから、何とかそれを改善し、その公約実現に向けた体制をしっかりと整えていくために、今後において、皆様から御指摘いただいたことの改善を図って、何とか形にしていきたいと思います、それが私自身の今の思いでございます。

#### ○安齋委員

やめさせろなどとは一言も言っていませんで、改めて質問しますけれども、市長が 9 月 30 日で区切りました、10 月 1 日からは、規則をつくって、条例の中で非常勤の参与として扱うことを明言されました。我々としては、10 月 1 日以降の非常勤の特別職は要らないですねという判断をしました。ただ、区切ったのが 9 月 30 日だったので、自身で、我々議会の指摘を受けてそのようにしたということであれば、その指摘を受けてそれが悪かったということであれば、10 月 1 日以降も、9 月 30 日まででは悪かった、非を認めた部分の雇い続けをするのかどうかということの問題提起させていただいておまして、私としては、このような宙に浮いた状態でただただ協議しているということでもらうのではなく、市長が政治家として、行政庁でもありますけれども、政治判断でこれからも参与のことを雇い続けたいという思いであるのであれば、それを明言していただきたい、そして、我々に理解を得られるような説明をしていただきたいと言ったので、先ほど市長の答弁で、やめさせろと言っているのですかとこのところは、撤回していただきたいと思うのですが、その点について、今、市長から御説明がありましたけれども、では、どうするのかというのがないのです。雇い続けるのだというのがあればあるで、では、どうして雇い続けるのかという次の議論に入っていけるので、それをまず明確にお答えいただきたいと思っています。

#### ○市長

私としては、当初から話をさせていただいているように、市民の皆様と約束をさせていただいた公約があるわけですから、何とかそれを一日も早く形にしていきたいと思います、そのために必要な人材だという思いを持って任用させていただいておりますし、また、それとともに、それを形にしたいという思いがあったからこそ、第 3 回定例会において、第 2 回定例会における皆様の議論を受けて提示させていただいたということでございますから、それを続けたいという思いはもちろん持っているところでございます。先ほどの御質問の中で、いつまでというお話がありましたけれども、今まさにそれを議論させていただいているところで、恐縮ですが、今日までに、どうするかというところまで結論に至っていないという意味合いにおいては、申しわけなく思っているところではありますけれども、

何とかその議論を前に進めて、ある程度形にし、早い時期にどうか、皆様に提案できることが、今、私としてはやらなければいけない取組かというふうに思っているところでございます。

#### ○安齋委員

各会派の説明で、雇い続けたいという思いがあるのだとか、何かいろいろ御説明のニュアンスが違ったりしているので、改めて市長からそのようにお考えをお聞かせいただいたので、であるならば、あえて、そのアドバイスの内容が浅いといえますか、私には、このアドバイスで30万円で雇うべきなのかなということが、やはりまだ疑念が払拭できませんので、改めて原課には、市長公約の実現のためのアドバイスを、市長公約でたぶん何本もあると思うのですよ、小学生までの医療費の無料化とか、そういったことが一切出てこないもので、では、何をアドバイスしているのかというのが全く見えませんから、次回までの宿題とさせていただきますと思っています。

最後に、私としては、この委員会の冒頭に、人権問題に絡めて、大分市の例を挙げさせていただきましたけれども、その大分市では、市長と全く同じ状況で、ただ、違うのが、後援会の事務局長であった市の職員OBということと、市長就任の5月1日からもう雇っているということの違いぐらいで、それが道義的に問題だというふうにされています。さらに、堺市では、これが公職選挙法の選挙時における利害誘導の疑義を生じさせる、利害誘導罪になるのではないかと指摘があります。こういった部分で、市長がそのように思っている方であっても、全国的に本当に同じ事例があって、さらに、住民監査請求をされたりしていますので、参与の必要性、そして、どういうアドバイスをして、本当にそれで市民に説明責任を果たせるかどうか、こういったところをやはりもっと明確にかみ砕いて御説明いただかないと、政策議論をしたいということでもありますけれども、政策議論をしようにも、その政策のアドバイザーのアドバイスが全く政策のアドバイスになっていないところもあって、そういったところの穴をどんどん一つずつ埋めていかないといけないなと思っていますので、まだ協議中ということですから、総務常任委員会への報告を早急に求めたいというふうに思っておりますので、内容はどうあれ、いつまでに判断するか、それを、政治家として、やはり、10月の1か月しか猶予がないとか、11月からは皆さんに納得していただけるような形で手続をさせていただきますとか、その辺を明言していただきたいと思います。その明言をいただけたら、私の質問を終わらせていただきます。

#### ○市長

皆様からも慎重に対応すべきだという御指摘がありますので、第3回定例会において提出させていただいたものに対しても、しっかり議論した上で出ささせていただきますけれども、結果的にそのような形になりましたから、やはり、次に提出させていただくという意味合いにおいては、皆様に納得していただける内容にしたいという思いもありますので、それに対してある程度の時間はかかるであろうという認識は持っております。また、私自身のスケジュール感と、どれほどタイトであっても、できる限りの時間を割いて、それに対応はしてまいりたいとは思っておりますけれども、そのことに鑑みますと、現時点でいつまでということが、申しわけないですが、はっきり言えないところではございますけれども、できる限り早い時期に皆様に提示できるよう取り組んでまいりたい、このことだけは伝えさせていただきますというふうに思います。

#### ○委員長

新風小樽の質問を終結いたします。

以上をもって質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。